

富岡町議会全員協議会日程

日 時：令和2年11月5日

時 間：午 前 9 時 0 0 分

富岡町役場 全員協議会室

開 議 午前9時00分

出席議員（10名）

議 長	高 橋 実 君	1番	堀 本 典 明 君
2番	佐 藤 教 宏 君	3番	佐 藤 啓 憲 君
4番	渡 辺 正 道 君	5番	高 野 匠 美 君
6番	遠 藤 一 善 君	7番	安 藤 正 純 君
8番	宇佐神 幸 一 君	9番	渡 辺 三 男 君

欠席議員（なし）

説明のための出席者

町 長	宮 本 皓 一 君
副 町 長	高 橋 保 明 君
副 町 長	滝 沢 一 美 君
教 育 長	岩 崎 秀 一 君
総 務 課 長	林 紀 夫 君
企 画 課 長	原 田 徳 仁 君
福 祉 課 長	杉 本 良 君
健康づくり課長	遠 藤 博 生 君
参 事 兼 都市整備課長	竹 原 信 也 君
教育総務課長	飯 塚 裕 之 君
参 事 兼 生涯学習課長	三 瓶 清 一 君
総務課主幹兼 課長補佐	猪 獅 直 恵 君
福祉課課長補佐	松 本 真 樹 君

健康づくり課 課長補佐兼 国保年金係長	坂 本 功 一 君
教育総務課 課長補佐兼 総務管理係長	新 田 善 之 君
生涯学習課 生涯学習係長	門 馬 健 君
福祉介護保険課 課長	安 藤 崇 君

職務のための出席者

議会事務局長	小 林 元 一
議会事務係長	猪 犬 英 伸
議会事務局 庶務係主任	杉 本 亜 季

付議事件

- 富岡町共生型サポート拠点施設設計中間報告及び今後の事業の進め方について（福祉課）
- アーカイブ施設展示構成について（生涯学習課）
- 富岡町健康増進施設整備に係る検討状況について（健康づくり課）
- 季節性インフルエンザ予防接種の助成について（健康づくり課）
- 報告事項
 - ①富岡町立小学校・中学校の統合に係る検討状況について（教育総務課）

開 会 (午前 9時00分)

○議長（高橋 実君） では、ただいまより富岡町議会全員協議会を開会いたします。

ただいまの出席議員は全員です。欠席議員はなしであります。説明のための出席者は、町長、両副町長、教育長、そのほか関係課長であります。職務のための出席者は、議会事務局職員であります。

付議事件に入る前に町長より全員協議会招集内容の説明とご挨拶をいただきたいと思います。

町長。

○町長（宮本皓一君） 改めまして、おはようございます。議員の皆様には、お忙しい中全員協議会にご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。本日の全員協議会の案件は、共生型サポート拠点施設整備に係る説明といたしまして、富岡町共生型サポート拠点施設設計中間報告及び今後の事業の進め方についての1件、令和3年度中の開所を目指し整備を進めております富岡町アーカイブ施設展示構成についての1件、富岡町健康増進センター再構築に関する説明といたしまして、富岡町健康増進施設整備に係る検討状況についての1件、新型コロナウイルス感染症とインフルエンザの同時流行対策に関する説明といたしまして、季節性インフルエンザ予防接種の助成についての1件、報告事項といたしまして、富岡町立小中学校の統合に関する検討状況についての1件であります。それぞれの案件につきましては、詳しくは担当課長より説明させますが、本町の復興、再生を進める上で重要な案件でありますので、議員の皆様の忌憚のないご意見を賜りますようお願いを申し上げ挨拶といたします。

よろしくお願いします。

○議長（高橋 実君） ありがとうございました。

それでは、付議事件に入ります。

付議事件1、富岡町共生型サポート拠点施設設計中間報告及び今後の事業の進め方についての説明を福祉課長より求めます。

福祉課長。

○福祉課長（杉本 良君） おはようございます。福祉課より富岡町共生型サポート拠点施設設計中間報告及び今後の事業の進め方について本日ご説明させていただきます。こちらにつきましては、8月に皆さんに基本計画を基にご説明をさせていただきましたが、その後設計に入りました今般基本設計案がまとまりましたことから皆様にご提示させていただくものでございます。設計に合わせまして関係機関との協議も進めておりますが、そちらの説明も併せて今後の事業の進め方ということで今回ご説明をさせていただきたいと思います。

よろしくお願ひいたします。説明着座にて失礼いたします。

○議長（高橋 実君） 係長。

○福祉課介護保険係長（安藤 崇君） それでは、お手元の全員協議会資料1をもちまして本日の設計の中間報告及び今後の事業の進め方について説明させていただきます。本日ご用意させていただき

ましたのは、基本設計案というところで、施設全容の配置図及び施設ごとの平面図をそれぞれ準備させていただきました。まず、資料の作りでございますけれども、表面を御覧いただきまして、こちら建物の方位関係は、資料の上側をおおむね北ということになります、下が南という捉えとなります。なお、詳細な方位につきましては、表面の左下にございますので、大まかなイメージ捉えをしていただければと思います。そして、今回施設設計に当たりましては、これまで説明差し上げましたとおり、トータルサポートセンターと特別養護老人ホームの整備配置でございますけれども、まず資料の北側につきまして記載が共生型サポート施設をこちらトータルサポートセンターとお読み替えいただきまして、北側にはサポート施設でございます。東側に50床規模の特別養護老人ホームを整備予定をしているものでございます。なお、そのほかの附帯設備といたしましては、トータルサポートセンター側にはイベント広場を設けまして年内の催事関係や有事の際の炊き出しの活用の場としての整備も予定しております。また、2施設の連携につきましては、建物間に渡り廊下を設けまして往来の連携を図るものでございます。そして、南手には利用者に備えた駐車場も設けておりまして、こちらの全体計画を本日整備計画としてまとめさせていただいたものです。なお、詳細につきましては、左方枠を御覧いただければと思うのですが、まずトータルサポートセンターの整備に関しましては、敷地面積おおむね3,600平米を整備予定をしておりまして、建築面積につきましては約1,000平米でございます。構造は、軽量鉄骨を予定しております。一方、特別養護老人ホームの整備にございますけれども、こちらは敷地面積が約5,400平米、建物面積は約2,000平米の建築予定でございますが、構造は木造を予定しております。また、整備に当たった後での進退路の予定でございますが、こちら南手旧南門側を進退路にご利用いただくものを基本としておるものでございます。そして最後に、両施設には屋上に太陽光パネルも設置予定でございますし、また有事の際の災害電源の災害設備も備えておりまして、震災後の電力供給が断たれた後には72時間の電気供給もできるような仕様となっております。

では、詳細説明に移らせていただきますので、まずはトータルサポートセンターの平面図といたしまして2枚目を御覧ください。こちらの施設は、大きく分けまして居室構成3室を設けております。まず、資料で付番しております1、2となりますところが機能回復訓練室というところで2部屋設けさせていただきまして、こちら主に高齢者の方が日々介護予防にいそしんでいただく場としてご用意させていただくものでございます。居室に関しましては、可動式間仕切りも設けましてその人数や活動内容に応じては広くご利用いただけるものとして準備させていただくものでございます。こちらの機能回復訓練室に附帯するような形といたしましては、男女別の更衣室、そしてシャワー室もこちら常設をする予定でございます。

そして、番号でいきますと3番目につきましては、カフェと書かれているものでございますけれども、こちら軽食や飲食、飲料等を提供する場というものでございますが、どちらかというと福祉事業を着眼に持ちました高齢者及び障がい者の就労支援の場としてのカフェ事業を展開してまいりたく考えております。なお、事業の詳細につきましては、こちら指定管理での管理運営を予定しております

が、カフェの運営は指定管理者の自主事業でのご提案に基づき運営してまいりたく考えております。

そして、最後に付番の4でございます。こちらワークショッフルームとございますけれども、こちらは町民の方が日々使われ、交流促進をしていただく場として予定しております。中には調理室等も設けまして料理教室等も開催していただくような形も取らせていただければと考えております。また、将来的には、記載の中に福祉サービス提供の場と書かせていただいておりますが、想定いたしましては障がいをお持ちのお子様がサービスを受ける場として障がい放課後児童デイサービスとかそちらの福祉サービスの事業展開も視野に入れた居室構成となっております。それぞれの居室の広さにつきましては、こちらも左方枠の表にまとめましたとおり、平米数と畳換算でのものを示させていただいているので、広さの把握につきましてはこちらを御覧いただければと思います。

続きまして、3枚目でございます。こちらは、特別養護老人ホームというところで50床規模の入所規模でございますが、50床の内訳に関しましては、常時お預かりの入所の定員が48名で、短期のお預かり、ショートステイが2室というところでの50床という設計となっております。それぞれ居室につきましては、くし形に各棟ごとに5つ分かれておりますが、こちら介護保険制度の上ではユニットという捉えをさせていただきまして、1ユニット当たり10人の方が生活できるスペースを設けております。それぞれ同じような構成となっておりますが、まず10室分の居室とユニットの中には共同生活室というところで、こちらでそれぞれのユニットに入られている方がお食事を取られたり暖を取られたりするようなところで生活憩いの場として設けさせていただき、また各ユニットごとに個浴、トイレ、洗濯室等も設けておりまして、この中で日常生活使用部分が完結するようなものとして整備させていただくものでございます。そして、こちら5ユニットあるうちの北側3ユニット分でございますけれども、こちら上に居室が2つ並ぶような形で配置しておりますが、こちら間仕切りを外せば2居室という展開をもちましてフレキシブルに対応もできるような設計予定をしているものでございます。そして、こちら関連する機能としましては、資料の左手になりますけれども、こちらに主要なものをまとめさせていただきまして、車寄せから入っていただいたところには事務室、そしてそのほか調理室や静養室、医務室等をこちらにまとめて整備させていただくものでございます。日常の往来利用に関しましては、南手の車寄せから入っていただくものを主要の入り口としますけれども、やはり職員がいなくなる、手薄となる夜間部につきましては、機械警備をかけますので、その際には表記の中でのサブエントランスというところから往来をしていただくと、ご利用いただくような形として今後の警備関係も想定しておるものでございます。

そして最後に、こちらもまた東手の上になりますけれども、渡り廊下の隣の居室のまとめに関しましては、こちら職員での更衣室や休憩室というものでありますし、夜間や災害時の対応でもこちらご利用いただけるものとして設計をまとめているものでございます。

簡単ではございますが、以上が中間報告となります基本設計案でございますので、ご理解のほどよろしくお願ひいたします。説明は以上です。

すみません、申し遅れました。最後に、今後の進め方でございます。ただいま示しました基本設計案を今後再度精査しまして年内中には実施設計まで取りまとめてまいりたく考えております。また、運営につきましては、指定管理者での管理運営を予定しております、現在指定管理者の公募をしておりまして、年内中には町の指定管理者案としての決定を示していきたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。工事につきましては、早ければ年明け早々には一部着工ができるものから段階を経て進めてまいりたく考えておりますので、今後ともご理解のほどよろしくお願ひいたします。

説明は以上です。

○議長（高橋 実君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ございませんか。
8番、宇佐神君。

○8番（宇佐神幸一君） 1点ほど教えてください。確認と言ったほうがいいのかな。施設大変立派なものができるべくと思うのですが、この中にあって入所者、今コロナの関係もございますから、施設内の部外者、家族、身内は入れない状況だと思うのですが、今回そういうのも対象してくる場合、家族、親族との面談というのこのカフェでやったほうがいいのですか、それとも別な形を考えているのか教えてください。

○議長（高橋 実君） 安藤係長。

○福祉課介護保険係長（安藤 崇君） ご質問のコロナ禍における面会等への対応につきましては、まずこちら平面図改めて御覧いただきたいのですけれども、想定といたしましては、入り口の車寄せから入っていただいた入り口の右脇に相談室を設けさせていただいておりますので、極力接触のないような形をもちまして面会ができるような居室も設けさせていただく予定ではございます。あとまた、施設の各所には消毒液も常設する予定でございますので、日々利用される方でのコロナ感染症予防対策、ここは強化してまいりたく考えているものでございます。

○議長（高橋 実君） 福祉課長。

○福祉課長（杉本 良君） 補足となります、ユニットごとあるいは各所に職員の方々の手洗い場もこちらの記載細か過ぎて出てはいませんが、随所に手洗いを設けまして、現在ほかの施設でも行っていますように手洗いの励行、それから消毒液の常設等々もやっていきたいと考えております。

以上です。

○議長（高橋 実君） 8番。

○8番（宇佐神幸一君） ありがとうございます。それと関連なのですが、今回この最初の1の平面図の中にもイベント広場と出ているのですが、基本的にはできればイベントも必要かと思うのですが、この四隅とか脇に屋外で家族とお会いできるようなベンチ等ももちろん考えていらっしゃるのですか。

○議長（高橋 実君） 福祉課長。

○福祉課長（杉本 良君） ご意見ありがとうございます。現在のところまだ備品の拾いまでは検討

に至っておりませんが、ご意見踏まえまして皆様が有効に使えるようなものを、楽しめるようなものを配置していきたいと考えております。

以上です。

○議長（高橋 実君） ほかにございませんか。

9番。

○9番（渡辺三男君） まず1ページ目、大ざっぱな図面かと思うのですが、この外回りに道路を入れた理由。といいますのは、道路あれば確かにあの敷地の利用価値もあるし、今回作ろうとしているものに対しても出入口とかそういう部分で利用価値はあろうかと思いますが、2面、3面を見るとちょっと狭いのかなと思うのです。そういう部分で土地利用の部分でこういう部分が建物に使われればと思ったのですが、それ1つ教えてください。

あと次、トータルサポートセンター、これだけの大きさがあるのですが、倉庫がないのです、これ2か所しかないのです、倉庫は。倉庫として位置づけているところが。これだけの施設で中の細かい備品やなんかを入れるのにすごい手狭になってしまふのかなと思うのです。やっぱり倉庫は、ある程度大きく取っておかないとどうしても表通路とかそういうところに物を置くようになてしまうと。そういうこと考えれば、まだまだ大きく取る必要があるのではないかと。

あと次3ページ目、この居室、両方に居室をそろえて真ん中通路にして、共同生活室を端に持ってきていますが、これでは居室に入っている人たちがどうしても孤立する可能性があると。いろんな施設私も見てきましたが、どっちかというと古い特別養護老人ホームなんかはこういう形が多いのです。最近の新しいやつは、居室と居室の真ん中を広く取ってこの共同生活室に取っているところが多いのです。そうすると老人の人たちが孤立する可能性が少ないと聞いています。職員が全室に目が届くと。これではもう部屋には全然目届きませんから。私から言わせると、何でこんな古い設計持ってくるのかなと思うのです。

あと一つは、この部屋の出入口、居室の。これ多分この図面で表しているのは、引き違いのかなと思うのです、両方に開くやつ。これ体、手なんか悪い人は、片方しか開けられないのです。大きな扉で片方に開くようにすれば、例えば片手が悪いという人でも自由に出入りできるのです。片手悪いと今限定していますけれども、そういう人はもう開けられないのです、これ片方しか。だから、その辺お聞かせください。

あともう一つ、この居室の中にある脱衣所、浴室の大きさどのくらいあるのですか。この図面で表しているとかなり小さいのかなと思うのですが、体の不自由な人を風呂に入れるのに車椅子で行ったり、例えば2人で持ち上げて入れるとか、それは何かに乗せて入れるような設備あるのかなと思うのですが、かなり広く必要だと思うのです。これかなり私考えるには、すごく手狭のかなと思いますので、その辺お教えください。

○議長（高橋 実君） 安藤係長。

○福祉課介護保険係長（安藤 崇君） では、ご質問につきまして順を追って説明させていただきます。

まず、配置におきます道路の捉えでございますが、こちらはまず今回の計画では予定はしておりませんけれども、将来的な展開を想定した折に道路というものを示させていただいたというところでありまして、まだまだこの当該地のほかの土地利用に関しましては未定のところが多いものですから、今後の想定というところで示させていただいたところでご理解いただければなと思っております。また、その上で制約されている建物の土地利用の広く利用されるというところに関しましては、こちら計画におきまして予算もございますので、その中でできる範囲を示すというところが今回の事業計画の内容でもあることでご理解いただければなと思います。

続きまして、トータルサポートセンターにおける倉庫部の取扱いでございますが、こちら再度事務局預かり検討させていただきまして今後の十分な広さ確保に向けた協議を進めてまいりたく思っておりますので、こちらはお預かりさせていただきます。

続きまして、特養の3枚目でございます。こちらご意見ございましたまず共同生活室の位置でございますけれども、すみません、私どもの先ほどの説明で漏れてしまったところにつきましては、ちょっと見づらいのですが、各ユニットごとに共同生活室のほかユニットの間に談話コーナーというものでの緩衝地も設けておりますので、なので一方に寄せるものではなく、中間部分にもこちらの生活室を設けてこちらで補いながら対応していければなというところで考えておりました。また、その管理上の死角といいましょうかにつきましては、やはり今のところまずこの案が採用されたところでは、ほかのこれまで上がってきた案よりも極力死角を解消するような設計というところでこちら採用に至った経緯もございますので、なので例えば一度ユニットの中心部に立てば全部の居室を見渡せるような形で居室配置もさせていただいているところから極力死角はなくすような形でまとめさせていただいたものでありますので、ご理解のほどよろしくお願ひいたします。

そしてドア、居室に係るドアにつきましては、引き違いと片ドアというところがございましたので、こちらも事務局預かりというところをもちまして今後の建具のところで設計協議をさせていただければと思いますので、ご理解のほどよろしくお願ひいたします。

そして最後に、お風呂でございますけれども、まず各ユニットにある個浴とお風呂に関しましては、これはどちらかというと要介護度の方が低い方でご自身でお風呂に入られる方の利用を想定したお風呂の配置ということになります。そして、どうしてもやはり介護が必要な方につきましては、移りまして事務室側にございます特浴、機械浴というところが介護浴の場所になりますと、こちらに関しましては今想定で3メートル掛ける3メートルと3メートル掛ける4メートルの2室設けまして、脱衣所もそれに応じて広く設けていきたいと考えております。なお、特浴に配置する入浴設備でございますけれども、こちらは機械浴の中でもチェア浴と呼ばれているもので、車椅子に入られたままでもお風呂に入られる仕様のものと、あとはストレッチャー型ということで横になりながらお風呂に入れられ

るような形をもちましての2種類こちらに常設させていただければなと思いますので、設備、あと広さともに十分対応できるものと捉えた上でまとめさせていただいたものでございます。

あと最後になりますが、繰り返しになりますが、お話をいただきました共同生活室、そのほか特養の施設配置につきましては、介護保険法の中での設置基準もございますので、そちらは福島県の指導もいただきながら今回まとめさせていただいた経緯もございますので、その上では施設の配置基準には合致はしているというところで県から回答いただいているものでもございます。

説明は以上となります。よろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 実君） 9番、渡辺三男君。

○9番（渡辺三男君） 1点目に関しては、これは今回の工事ではないということで分かりました。

あと2枚目のトータルサポートセンター、これは今から再度検討するということで、ここの中のものを全部仕舞われる分くらいの量がないとそういう準備をしても通路にあふれてくるのが通常ですので、その辺は十分検討課題にしてください。

あと特別養護老人ホームですが、真ん中に談話室ですか、これ。談話コーナー、これ設けてありますけれども、これと共同生活室に2か所に職員も分かれるということであれば、それは確かに死角になる部分ないですが、こっち談話室ですので、これはここに入居している人たちの談話室でしょう。職員の目からは全く死角になってしまふと私思うのです。それだったら、この居室をずっと離して真ん中に広いスペースを取ってそこを共同生活室にすればそこに職員もいるようになりますよね。そうすれば全て見渡せると思うのですが、その辺もう一度と、あと出入口関係に関しては再度検討課題とするということですが、理解しました。検討してください。

あとお風呂に関しては、自分で入れる人が入る風呂だよということで理解はしました。ただ、風呂を幾つも分けていくと職員の人がますます大変になっていくのかなと。ただ3メートル掛ける3メートルとか、かなり大きな体の動けない人たちが入るのは、車椅子で真っすぐ入ったり横になったまま入ったりと機能的にはすばらしい機能を持たせたものがあるのかなと思うのですが、そういうものを片側に寄せるというのが私理解できないのです。できれば真ん中に持っていくような形だと、例えば車椅子で連れてきて20メートル押ってきて入れる、片や50メートル押していって入る。そんな押し始めれば変わらないだろうと言うと思いますが、やはり毎日のことですので、かなり大変なことになりますので、その辺は十分検討課題にしていただきたいと。この配置の部分よろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 実君） 安藤係長。

○福祉課介護保険係長（安藤 崇君） では、ご質問2点につきまして説明申し上げます。

まず、談話コーナーと共同生活室の捉え方なのですけれども、こちらは談話コーナーはやはり入居者の方が中心となって活用されるものの、職員の立会いも想定しておりますので、なので極力その死角というものの対処については解消していきたいと思っております。あとご指摘ございました共同生

活室をその建物の中心部に今後持たれるというお話とほかの施設でもそのようにやられているというお話であったかと思うのですが、私どもも参考となる施設もいろいろ勉強させていただきながら設計させていただいたところであるのですが、何分共同生活室の位置決めというものは私ども事務局も悩んだところがありまして、といいますのがやはりその共同生活室動かすということで、各居室の方の採光とか十分な光の取り具合とかもやはり考えていきますと、建築基準法に決められた採光というのもやはりございますので、そういうところを担保しつつ居室の配置となりますと、どうしてもこの通路側の生活室の配置というものにならざるを得なかつたというところもありまして、ただこれは消極的な判断ではなく、現にこのような形で施設運営をしているところもあるというお話も伺っておりますので、運営では問題なくいけるかなというところが事務局での判断でございます。

また、2点目のお風呂でございます。お風呂の配置に関しましては、ちょっとこちら再度検討というところもさせていただきながら、ただ特浴の利用に関しましては、やはり介護の入浴介助の必要な方となりますので、大体その方の利用に関しましては一般的な施設では週2回程度入浴させるようになるそうなのです。なので、そこは運営、配置もそうなのですけれども、運用というところもありますので、配置とあと運用の面からこちらはできるだけ施設に不便のないような形でカバーしていくいたいと考えておりますので、まず預かり検討させていただきますが、そこで難しい場合は運用で解消していくいたいと思いますので、ご理解のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 実君） 9番、渡辺三男君。

○9番（渡辺三男君） 分かりました。設計段階ですので、どこまで使い勝手のいいものを作るかという第一歩ということで捉えておきます。ただ、正直言って私おふくろが15年、18年くらいこういう施設いろいろいたのです。それで、先ほど言ったのですが、この端っこに持ってくる共同生活室というのは全くもう死角で居室が見えないと。そういう状況になると孤立する人がかなりやっぱり多いみたいなのです。職員が1時間置きくらいにもう声かけに行ったりまつたりしてすごい大変な思いしているというのもいっぱい聞いているのです。新潟の施設なんかは、大半やっぱり共同生活室は真ん中に置いてそこで職員が仕事しながら、談話室とかみんな一緒にありますから、仕事しながら入っている人たちを見ているという形が多いし、そういう形が私は一番いいのかなと捉えましたので、今日言わせていただきました。ぜひ検討課題に入れてください。

あと今光の関係とかどうのこうの言いましたが、今から作るものですから、できているものを改築するわけではないですから、光の関係、光が取れないとかどうのこうのというのは、そんなのは設計屋だったらどんなことでもやりますので、そういうのは私から言えば言い訳になってしまふのかなと思います。ぜひちょっとでもいいものを作ってください。お願ひいたします。

終わります。

○議長（高橋 実君） 福祉課長。

○福祉課長（杉本 良君） ご意見踏まえまして検討させていただきたいと思います。

よろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 実君） ほかにございませんか。

5番、高野匠美君。

○5番（高野匠美君） この特老なのですけれども、もし万が一何かあった場合の非常事態ということできちんと何点かお聞きしたいと思います。

これ特老の方は、ほぼほぼベッド生活の方も多いと思いますが、このベッドを運ぶのに非常口で何か所かありますけれども、すぐ出せるというか、この窓側というのはベッドがすぐ出せる間隔になっているのか。それと避難先、これは後ろなのか前なのか。真ん中にあればこれが邪魔して、1か所前にまとめるとなるとすごく時間がかかります。それと、避難、非常事態に対して車椅子とかそういう必要なものがきちんとそこの1か所にあるという場所は作ってあるのかどうか。なぜこういうことを言うかというと、私大地震のときに東風荘にいてその場面を体験したのです。ベッドを出すのに相当な時間がかかるのです、いっぱい人がいるのですけれども。段差があるととても1人では運べません。それとあと歩けた人があの地震の中で歩けなくなるのです。そうすると、車椅子をどこにあるのとその探す時間、それがすごく重要で、それで駐車場にも結構外に出したのですけれども、ベッドというのは場所を取ります。あまり駐車場に行ってもう置くところなくて後ろの砂利道までも運んだ経験があります。だから、そういうところをきちんとやっぱりここ1か所に。きっと後ろ側というのは、前の小学校の高台になってしまふのかなと思うと、前の駐車場と言ってもすぐ道路です。そういう緊急車両というか、そういう人たちが入ってきたらベッドは邪魔になります。火事でもそうです。火事でしたらそばには絶対置けませんので、遠く遠くに運ばなければいけないので、そういう危機感を持った場所なりそういうものをちょっとしっかり考えてほしいと思います。この非常口にある談話コーナーとありますが、ここはベッドが行けるスペースになっているのかというのも私はちょっと考えたのですけれども、その辺よろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 実君） 安藤係長。

○福祉課介護保険係長（安藤 崇君） ご質問回答させていただきます。

まず、有事の際の避難に伴う通路幅等々になるのですけれども、こちらはご指摘のとおりベッドはこちら通路通行できるような形で設計をしておりますので、そちらは図面で示させていただきました各居室の避難口からベッドごと避難ができるというような仕様を考えております。そしてまた、その後のベッドの集約といいましょうか、皆さんどこにまとめて避難させるかということに関しては、まだ検討段階のところもございますので、今後施設の配置の避難計画の中で十分詰めていきたいなと考えております。あと車椅子等の設備関係のイメージに関しましても、これも今後の重機設備の配置計画の中で十分有事の際でもすぐに使えるような形が取れるよう配置計画を取らせていただければなと思いますので、まず建物の上ではベッドもこちらは通路通用することが可能だというところと、あと本日回答ができない什器備品計画に関しては、後日詳細をもちまして説明させていただければ

なと思いますので、ご理解のほどよろしくお願ひいたします。

説明は以上です。

○議長（高橋 実君） 5番、高野匠美君。

○5番（高野匠美君） やはり人なので、その人の立場になってやはり準備できるものは準備していただきたいし、やはり長期避難になると物がなくなるのです、老人というのに対しての。とにかく衛生用品というのはとても重要になるので、そういう場所をきちんとストックできるような、そういう倉庫というかそういうものもやはり考えていただきたいと思います。

以上です。

○議長（高橋 実君） 福祉課長。

○福祉課長（杉本 良君） ご意見ありがとうございます。

避難、有事の際の避難所も兼ねたトータルサポートセンターが隣にもありますので、そちらと併せて特別養護老人ホーム避難、震災等々災害に備えた造りとさせていただきたいと思います。ありがとうございました。

○議長（高橋 実君） ほかにございませんか。

6番、遠藤一善君。

○6番（遠藤一善君） 議会に出してきた基本設計なので、ちょっと細かいこと言わせていただきまます。すみません。

まず、1ページ目、配置図、パースのところ、一番上のところにカラーのやつ、鳥瞰図があるのですけれども、太陽光発電のパネルがこれで大ざっぱにいくと東面にしか上がっていませんけれども、太陽光パネルというのはただ上がっていればいいというものではなくて、東面だけというのは現実的にあり得ないです。東と西に入れてバランスを取っていかないと太陽光発電というのはうまくいかないです。そうなっているので、南面に上げるときはいいのですけれども、東西のときは気をつけないといけないので、パースに書いてきたということはこういう配置で考えていると、考えていないというのだったらそれまでなのですけれども、一応出してきているので、設計事務所が入って出しているので、申し訳ないですけれども、細かいこと言いますけれども、これでは多分計画的に駄目になります。そういうところも注意していただきたい。

それから、平面図にはないのですけれども、この配置図の特別養護のところの真ん中のところ、庭という北側、パースの下ですけれども、ここは庭を作て木を植えてあります。先ほど5番議員が言った避難、片側から仮に全員がストレッチャーで避難しなければいけない等があったとしたら10台並べなければいけないです。これ並びません、この出口から。そうなるとこの木は逆に邪魔になります。外にも行けない。道路ができれば道路に出せばいいというのあるのですけれども、そういう配置になっています。実際にベッドの形書いてあるので、それを10個並べてみてください。そうすると、この避難口から出して10個並べたときにこの木と庭がどれほど邪魔になるかというのが分かってくる

と思うのです。

それからもう一つ、共生型サポートセンターと特別養護老人ホームの渡り廊下なのですけれども、渡り廊下の位置があと次のページの平面図で出てくると思うのですけれども、その位置を考えると共生型サポート施設を避難所として利用しようと思ったときに、これも歩ける人とか健常の人しか無理です。ストレッチャーで移動させようと思ったら、今この両方の図面とこの配置図で見ていただけると非常に経路が悪くなっています。やはりどちらにしても重度に近い人たちを預かるところなので、やっぱり我々は1度ああいう避難、全所避難、通常だったら全員が避難するということはそうそうないのですけれども、それを経験した上で新しいサポートセンターを作っているので、そういうここの人人が全員避難しなければいけなくなったらどういう避難をするのかという経路をやはりきちんと考へて、経験したからこそできるものを作つていただかないとほかの地域、これから新しく作つていくだろう地域に対してももうないから普通に作ったではなくて、やはりそこをきちんと計画していただきたい。5番議員が言ったように、もう本当に避難のこと考へるとちょっと心配があります。

それから次、トータルサポートセンターなのですけれども、これも細かいことで申し訳ないですけれども、中央の入り口のところには風除室があるのですが、南側の通路のところには風除室がないです。車寄せはあるのですけれども、風除室がないです。大枠同じ方向を向いているところで実際にこれ車で自分で来てここに遊びに来ようと思ったらどっちから入るかなと思ったときに、こちらの車寄せ置いてあるほうの機能回復室止めているというのだったらともかく、車椅子とかそういうのでちょっと来たときには、風の当たり具合は同じだと思います。そうすると、片方に風除室があって片方に風除室がないというのは、根本的にどう考へているのかちょっと不思議です。必ずしも真ん中の中央の出入口からだけ入るような設計にはなつていないので。

それから、3ページ目の特養なのですけれども、先ほど言った渡り廊下のところ見てください。とてもこの渡り廊下のところにこの廊下から行くのは非常につらいです。一番大きなところで、それからこの中間の避難口、談話コーナーのところの避難口に関しては、1ユニット10の個室が並んでいるので、10台のベッドを出さなければいけないと考へたときに、両側対面になっているところに関しては20台ここに並べなければいけないといったときにこれで本当大丈夫なのかということ。

それから、これは9番議員が言ったところの話とダブるのですけれども、具体的に言うと、事務室はあるのですけれども、スタッフルームがないのです。先ほどは談話コーナーに人がいるとかいろんな話をしていたのですけれども、基本的にスタッフルームがないと事務室にスタッフがいて夜とか何かあったときにとてもとても行けないし、時間がかかる。見渡しいいところとかすぐ対応できるようにスタッフルームがなぜないのかということをちょっとお願ひします。仮眠コーナーもこんな奥にあつたら仮眠している人がどうしても救急のとき必要になったときに、この人呼びに行って、逆にこの人が出てくるのにも大変です。そういうところまでなつているのか。ちょっと心配な計画配置なので、ちょっとその辺お答えお願ひします。

○議長（高橋 実君） 安藤係長。

○福祉課介護保険係長（安藤 崇君） では、ご質問につきまして順を追って説明させていただきます。

まず、太陽光パネルの配置でございますが、パースで示させていただいたものについて、まだ保安電源設備等々の配置計画はこれからになりますので、ご意見踏まえて南側のお話というものはそちらは十分に受け止めて検討させていただければなと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

そしてまた、避難に伴う際での植栽計画でございます。ユニット間の庭に配置しました中継木なのですけれども、こちらご指摘のとおりやはり支障になるというのも事務方今お話伺い改めて感じさせていただきましたので、こちらは植栽計画の見直しという形で今後対応方針を決めさせていただければなと考えております。

そして、渡り廊下の連携につきましても、こちらちょっとといま一度今後の避難想定を加味した上で預からせていただいての検討をさせていただければなと思いますので、渡り廊下とあとサポートセンターの風除室につきましては、お時間いただき、ちょっとこちらは検討の時間をいただければなと思いますので、ご理解のほどよろしくお願ひいたします。

そして、最後頂戴いたしましたスタッフルームでございますけれども、各ユニットには改めてスタッフルームというものは設けておりませんで、例えば今の施設いきますと、例えばＩＣＴを活用しながら遠隔でデータ管理や有事の際の連絡調整というものがありまして、例えば入居者の方がナースコール押しますと職員の携帯に呼び鈴が鳴るというようなシステムもございますので、そういう形を取らせていただきたく改めてスタッフルームというものは設けておりませんでした。なので、随所皆さんのがカードのようなものにパソコンを載せながら随時そちらを執務を執りながら、お仕事しながら事務も執れるというような形態を取りたく考えておりましたので、最新機器等の技術も取り入れながら運営をしていきたいというイメージづけで改めて居室の構成は取っておりませんでした。なので、スタッフルームが仮眠コーナー離れているというものにつきましても、こちらも最新の機器等を導入しながら、万が一ナースコール等があった場合には携帯等の呼び鈴が鳴り瞬時に対応ができるようなものとのところで運営でこちらは検討してまいりたく考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 実君） 都市整備課長。

○参事兼都市整備課長（竹原信也君） こちらの建物に関しましては、一般的な建築、あと構造等につきましては、都市整備課も入りまして先ほどの風除室、あと太陽光、あと当然渡り廊下は車椅子押すのであれば3メートルは当然必要ですから、そういうところは一般的な構造につきましては私たちも入りながら助言をして進めていきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 実君） 6番、遠藤一善君。

○6番（遠藤一善君） 細かいことを言って申し訳ないのですけれども、やはりもうこれ設計施工な

ので、設計の段階、基本設計の段階は施工まで考えて通常やるので、設計者側としては。ここで多分そういうところまで詰めておかないとちょっと大変なことになるのかなと思います。今係長は、コンピューターというかそういう I C T を使ってという話をしたのですけれども、これは東風荘のような養護老人ホームではなくて、いわゆる富岡で言えば館山荘だった特別養護老人ホームなのです。特別養護老人ホームには、例えば看護師が常駐していなければいけないとか緊急のときにお医者さんが来て何かしなければいけないとか、そういう命に関わる緊急を発する可能性のある人が特別養護老人ホームに優先的に入るのです。ということは、移動距離が長いということは、例えばナースコールが仮にできないこともあるのですけれども、できたとしましょう。ナースコールができました。移動距離が長かったらその間に例えば誤嚥性肺炎とか起こしてたら窒息してしまいます。だから、そういうものを極力なくすためにいろんな配置をしていくわけで、それが先ほど 9 番議員が言ったことだったりするわけです。そのところがちょっと見た感じ例えば自分でここに働きに行って、私ここに看護師これでどこにいて何かあったときには取りあえず看護師が対応してお医者さんを呼ぶか呼ばないか決めるわけです。それだけ看護師もここで責任が重大になってくるときに、例えばこの事務室に一緒にいますではとてもじゃないけれども、これ絶対に遅れてしまいます。そういうことは起こさないということはまず大前提なので、その辺もよく考えて配置計画とあれを設計と話してください。当然このプロポをかけるときにこういう高齢者の特別養護老人ホームを設計の経験をしている人ということで選んでいるわけですから、そこは設計側が知らないということはあり得ないことで、そこが出てこないのだったらやはりもっと強く言わないといけないと思いますので、基本はそこをしてください。

それから、5 番議員の言った避難。避難は、我々は経験者です。経験者なので、絶対にここは安全に避難できる造りにしていただかないといけないので、もう一度そこだけお願ひします。

○議長（高橋 実君） 安藤係長。

○福祉課介護保険係長（安藤 崇君） ご意見ありがとうございます。

まず、避難につきましては、再度設計と協議を進めていきたいと思っております。

また、お話上がりましたスタッフにつきましては、すみません、私でさきの説明十分ではなかったところ申し訳ございませんでした。まず、職員の配置から申し上げてまいりますと、ユニットごとに専属のスタッフがつくようになりますので、なので全体で何人というのではなく、この各ユニットごとに専属スタッフ何人というところで日々のケアをさせていただければなと考えております。なので、日中等のものにつきましては、その専属スタッフを通してそのユニットごとの対応に当たっていただく予定でございますので、極力大きな事故等はないような形を取らせていただければなと思っておりますので、そのような配置で今計画しているというところで加えてご理解いただければなと思います。

よろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 実君） 6 番、遠藤一善君。

○6 番（遠藤一善君） ごめんなさい。今言い方悪かったのかもしれないのですけれども、特別養護

老人ホームは日中だけではないのです。夜間も管理しないといけないのです。特別養護老人ホームは、釈迦に説法なのですけれども、病気の重い人が特別養護老人ホームに入るわけで、昼間だけ見ていたら夜はぐっすり寝ているわけではないのです。なので、夜間のことも考えないといけない。そうすると、専属スタッフの休むところ、休ませないのですかという話になってしまいます。専属スタッフがそこで夜間の勤務とかそういうのあったときにその近場で休むところがなかつたらどういう勤務形態をするのですか。自分の体に余裕がない人が急なことに夜対応できないです、なかなか。それを働くほうも、当然働くほうのスタッフがきっちりした環境であるからこそ安心してここに預けておけるわけです。それがちょっとできていないように思うのですが、もう一度すみません、夜間のことはどう考えていたのかお聞かせください。

○議長（高橋 実君） 安藤係長。

○福祉課介護保険係長（安藤 崇君） では、ご質問につき説明申し上げます。夜間につきましても、当然職員の配置という対応を取らせていただくわけなのですが、その際はやはり日中よりも職員減るというものは事実でございまして、その際の対応につきましては、2ユニットにつきまして職員2人配置というものを計画しておりますので、5ユニットですと4名から5名の配置によりまして夜間は配置をするというふうなものを考えております。なので、例えばこちら特養AからA、B、C、D、Eまで配置ありますけれども、例えばB、Cの2ユニットを1名から2名の専用スタッフがそこを専属で見ると。同じく別のスタッフは、別棟の2ユニット分を見るというような形で対応取らせていただき、あとシフトの中で随時時間を見て仮眠を取っていただきながら人の欠けることがない時間、人がいない時間帯を極力なくして、そこはもう完全になくすような形でシフトを組み対応を取らせていただければなと考えておりますので、夜間の考えはそのような方向で今現状詰めているところでございます。

以上でございます。

○議長（高橋 実君） ほかにございませんか。

9番、渡辺三男君。

○9番（渡辺三男君） 関連にもなるのですけれども、私共同生活室、ここにはスタッフ2人なら2人、1人なら1人常に私常駐しているのかなと思ったのですが、そういう意味で何で真ん中に持つていかないのですかと言ったのです。真ん中に持つていって、10床ですよね、これ1ユニット。10床に入っている人たちを常に見ながらここで10床の人の世話をできると。夜も昼も同じです、人数は何人であっても。そういうふうな形態にしたほうがいいのではないかと私言ったのです。だから、端に持つてこないで真ん中に持つていけと。スタッフがここに常駐しないとなれば、これはすごい問題です、やっぱり。事務所で事務室でいろいろカメラつけたりまつたりしてカメラを随時見て多分管理もするような体制取ると思うのです。ただ、カメラに目線が行っていないときに事故というの起きるのです。例えば苦しくて大声を出したと。事務室まで聞こえませんよね。やっぱりスタッフが聞

こえる位置に常に24時間いないと問題が起きるのです。そういう人たちが入るのですから。だから、スタッフルームもやっぱりこの共同生活室の中には絶対なくてはならない。流しとかそういうものついているからそういう部分も全て満たすのかなと思ったら、全然説明聞いてると満たさないですね。だから、その辺はやっぱり24時間1ユニットには何人必要なのか私分からないですけれども、最低でも1人は24時間ここに張りついていなくてはならない。では、1人だったら1人が仮眠しているときはどうするのだというと、やっぱり2人は必要になってしまいのではないかなと思うのです。そういう配置は一番重要ですので、ぜひ人もそだし場所も必要なのです、人いるには。そこも十分お考えください。

○議長（高橋 実君） 安藤係長。

○福祉課介護保険係長（安藤 崇君） すみません、説明至らず申し訳ございませんでした。まず、私どもの説明の趣旨としましては、日中問わず、職員の数は変わりますけれども、ユニットには職員はいるという、スタッフルームはないのですが、職員いるということには変わりなく、そこはご理解いただければなと思います。私お話混乱させるような形で申し上げたのではなく、ＩＣＴの話もさせていただいたところにおきましては、當時スタッフはいるのですけれども、なおそれよりも安全な対策を取る上で加えてそのような機器も導入する検討もあるということでお、まずは人的スタッフはそこにあって、加えてその新しいツールも加えながらより安全な管理運営体制を整えていきたいという趣旨で申し上げたところでございますので、そこは何分誤解のないところでご理解いただければなと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 実君） ほかにございませんか。

2番、佐藤教宏君。

○2番（佐藤教宏君） ありがとうございます。

先ほどからお話を聞かせていただいて、やはりユニットの真ん中に職員がいるということが望ましいということで私でもそのように思っておるところでございます。各ユニットに常駐しているということなのですけれども、その職員というのは當時どこに待機しているのか。歩き回っているだけなのか教えてください。

○議長（高橋 実君） 安藤係長。

○福祉課介護保険係長（安藤 崇君） スタッフの所在につきましては、このユニット内にいてその都度作業に当たられているというものを想定しております、改めてスタッフルームに行ってということではなく、日々作業をされながら皆さんを見て作業をされているというイメージで捉えております。

○議長（高橋 実君） 2番、佐藤教宏君。

○2番（佐藤教宏君） ということは、もう常時何かをこのユニット内で従業員というかは働いているということで、休む場所も特にここで軽い事務をする場所もないということなのでしょうか。

○議長（高橋 実君） 福祉課長。

○福祉課長（杉本 良君） ご質問ありがとうございます。

昨今の県との協議でも出てきていますが、こういった形が県の認可では多くなってございます。今佐藤議員からのご質問のように、スタッフはどこで休憩するのかという話なのですが、交代制によって担当のスタッフ、介護職の方々に聞きましてもなかなか休めないと。常時各部屋を回ってサービスをやっているので、それで追われているというのが現状であるという話で、スタッフの方と入所者の方の交流の場も含めましてこちら2か所の共同生活室、それと真ん中にあります談話スペース、そちらで職員の方も休憩するときは一緒に休憩していただいて入所者の方と交流を深めていただくというような形が多くなっているようなので、我々もそれに倣いましてスタッフがより身近に感じられるような働き方をお願いしたいと思っています。

○議長（高橋 実君） 2番、佐藤教宏君。

○2番（佐藤教宏君） ありがとうございます。

この中間に談話コーナーがございますが、提案というかではあるのですけれども、こちらにも談話コーナーはもう共同生活室でしていただいて、この中間のところにもう職員が常時配置できて事務作業もできて、そういう形の場所にしていただければ全ての居室を常に見ることができて問題も多少解決できるのではないかと思うのですけれども、いかがでしょう。

○議長（高橋 実君） 福祉課長。

○福祉課長（杉本 良君） ご意見ありがとうございます。

真ん中に持ってくる案、我々も県との協議の前段で課内で協議をしております。ただ、県ではこういった形を勧められましてこの設計になったところなのでございますが、事務室分けて真ん中に持ってくると職員の、先ほど係長が話しましたが、夜勤時の職員の動線がちょっと遠くなるということがありまして、2ユニットを共通の職員で見るのが夜勤になるようなので、それであれば職員同士の居場所は少し近いほうがいいのではないかということで、共同生活室はよってくっつけるような形で設計とさせていただいたところでございます。

○議長（高橋 実君） ほかにございませんか。

関連。

○5番（高野匠美君） これずっと先ほど言わなかったのですが、事務室と調理室もお風呂もみんな一緒なのです。これでは私何か楽しみがないと言ったら変ですけれども、介護の基本は見守りなのです。ここに1か所に職員ばかりいたのでは見守りにならないような気がするのです。その見守りが一番大切なのです。何かこれで1か所で済んでしまうというのがちょっと私は。だから、事務室というか談話室の隣にやはり見守りできるような、職員がいつも顔を見せられるような場所というのは、やはり真ん中に必要だと思います。お風呂だってこうやって一緒になっていると何か事故があったときにこれでわたわたと職員ばかりでごたごたしてしまいます。もう少し孤立してお風呂だったら

お風呂。調理室でも車椅子の人は、調理している人たちと会話したいのです。何作っているのとかと調理しているところを見せてあげるというのも体の気持ち、病は気からではないですけれども、楽しみがあるとお年寄りの方というのは顔つきが全然違ってきます。そうやっぱり見せられるところは見せてあげてもらったほうが私はいいと思うのですけれども、これ1か所にこう固めてしまうと利用者と介護職の何か温かみが感じないのが私は一番それがちょっと気に入らないというか、ちょっとここはもう少し考えていただきたいなと思います。

以上です。

○議長（高橋 実君） 福祉課長。

○福祉課長（杉本 良君） ご意見ありがとうございます。

施設的な部分で改善ができる点、設計に反映させられる点は取り入れさせていただきたいと思っておりますが、なおのこと、先ほど係長も申しましたが、いじれないところが出てくるかと思います。そういう際には、現在運営者側の候補者を募集しております。運営者側の努力で触れ合いの場を少しでも増やしていただけるような改善を善処していただけるような運営者を選んでいきたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 実君） 町長、この案件先ほど課長の説明で年明け工事自体着工したいようなニュアンスで聞いたのだけれども、そうすると今こうやって話して宿題も出ているみたいですので、12月定例議会前の両常任委員会で説明、回答を返すか全協で返すかというような形のスケジュールになります。

町長。

○町長（宮本皓一君） これらについては、この中間報告の図面が基で、実施設計となるかと思います。その実施設計に入る段階で皆さんにはもう一度お示しをしたいと考えています。

○議長（高橋 実君） 分かりました。

9番、渡辺三男君。

○9番（渡辺三男君） 実施設計に入るということを今町長言いましたが、先ほど課長はもういじれないところがあるということであれば、実施設計大体決まっているという判断になってしまふのかなと思うのですが。

あともう一点、課長が県の指導でこういうものになったということを言っていましたけれども、県の指導も当然大切だと思うのですが、そうすると課長の言う話だとこの共同生活室、スタッフ常駐室とかもうそういう位置はもう全くいじれなくなってしまうと思うのです。それで、運営者側でこれに対応できて張りつける人が運営者側をそういう運営者側を望むということを言いましたが、本来であれば私真ん中に持っていたほうがいいよというのは、その入っている人と談話しながら自分で例えば洗濯したタオルを畳みながら談話しているとか、そうやって身近において仕事をしながら入っている人を見渡して話の好きな人とは談話しながらやれるような職場を作らないと無理なのです。洗濯物

畳みは事務室で畳んだりまつたりしていたのでは、その時間は全く見えないですから。そういう施設を見ていますと、やっぱりスタッフ常に2人くらいはいて、今簡単に言いますけれども、日常の着るものとかそういうものを畳んでやったり部屋に入れてやったりまつたり、そういう仕事が主なのです、人の世話ですから。その世話する部分を真ん中で全部やっているのです。そういう姿が私は一番いいと思うのですが、これは私の考えですので、もっといい方法があれば別なのですが、そういう部分をきっちり直していかないと本当に使い勝手の悪いものになってしまふのかなと私懸念しますので、ぜひその辺を今からたたき台を作つてもう設計に根本的な一番最初の設計に反映させるのだという考えに立っていただければありがたいと思います。先ほど町長はそういうこと言いましたので、ぜひそういうことでお願いしたいと思います。

○議長（高橋 実君） 福祉課長。

○福祉課長（杉本 良君） ご意見ありがとうございます。

できる限り反映できればと思っております。よろしくお願ひします。

○議長（高橋 実君） 反映できるように質問ある人はできればこの場できっちり質疑をしてください。宿題は宿題で早めに先ほど言ったように両常任委員会ないし12月定例議会前の全協の中で回答を出して、場合によっては質疑もありかなと思っていますので。そのほかございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） なしということありますので、これをもって質疑を終了いたします。

以上をもちまして付議事件1、富岡町共生型サポート拠点施設設計中間報告及び今後の事業の進め方についてを終わります。

説明者の入替えのため暫時休議しますが、10分間休議します。

休 議 (午前10時10分)

再 開 (午前10時18分)

○議長（高橋 実君） 再開します。

次に、付議事件2、アーカイブ施設展示構成についての説明を生涯学習課長より求めます。

生涯学習課長。

○参考兼生涯学習課長（三瓶清一君） おはようございます。現在建設が進んでございますアーカイブ施設の展示の構成につきましてご説明させていただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。説明に当たりましては、係長が説明いたしますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 実君） 門馬係長。

○生涯学習課生涯学習係長（門馬 健君） よろしくお願ひいたします。説明着座にて失礼いたします。

来年夏の開所を目指しておりますアーカイブ施設の展示構成について説明させていただきます。去

る6月に展示概要を説明させていただきましてご意見を頂戴したことを踏まえまして展示構成といったしましたので、こちらペーパー3枚用意させていただいてございます。

まず、資料2-1を御覧ください。常設展示室の考え方でございますが、6月にお話ししましたとおり、半分を富岡町の性格、特徴を知ってもらうための地域の成り立ち、歴史、文化、自然環境などを紹介する展示、残り半分を富岡町の災害の特徴を捉えてもらうと。そういう展示で構成してございます。地域史の展示では、震災前の日常の暮らしを感じていただくことを意識しましてどのような積み重ねで富岡町が作られてきたのか、どのような自然環境だったのか、里山ですとかそういったところでの生活も踏まえてどのように先人たちあるいは震災前の町民の方々が暮らしていたのか、そういったところを紹介したいと考えてございます。町民の皆さんにふるさとを感じていただけるような空間、そういったところの空間づくりに努めながら、外部からの来訪者の方に関しましては、お住まいの地域と似ているところ、異なっている点などを意識しながら、富岡の特徴を知っていただきまして後半の複合災害の展示、そちらを御覧いただくことで自分の地域で災害が起きたらどうなるのだろうということを想像していただくというような室内にしたいと考えてございます。展示ストーリーですかメッセージ、展示資料については、2枚目の資料に地域史に関してはまとめてございますが、富岡地域がどのような経過で成り立ってきたのか。それは、地形ですか風土ですか歴史全般、文化あるいは江戸時代であったらいろいろな支配体制ございまして、その中で震災前まで官公庁が集まっていたりあるいは富岡とか夜の森とかという町場が2つ出来上がるような歴史の違いあるいは浜、里山がある生活というところを出していかれればなと考えてございます。

続きまして、資料2-1にお戻りください。続きまして、震災遺産、複合災害の展示でございますが、富岡町、富岡町民のこれまでの経験というのを資料を通じて紹介したいと考えてございます。地域史の展示で紹介する富岡町の特徴を踏まえていただきまして、自然災害ですか原発事故によってこの地域で何が生じて何が失われたのかというのを被災資料から感じていただければと思います。特に町外からおいでの方々に教訓を感じていただきたいという観点から、自分の地域で富岡町が経験したような災害が起きたらどうなるかというのを住民の目線で想像できるような展示を心がけたいと思っております。複合災害につきましては、沿岸部、内陸部それぞれの自然災害、その後の原発事故による放射性物質が降下したことによる災害の拡大化、自然災害と原発災害の様相について知っていただきたいと考えておりますが、特に全町避難となつたことで突然日常を奪われてしまった経験、町民の思いというのを展示資料ですか解説文、あと町民の方々から今メッセージ頂戴していますので、そういったところを適宜紹介し発信したいと考えてございます。常設展示室では、先人たちが積み重ねてきた富岡の歴史と震災前の日常、それを奪うこととなつた複合災害について感じ取っていただけるという空間づくりに努めてまいりますので、ご指導頂戴できればと思います。なお、資料3枚目に複合災害を伝える展示の内容あるいは資料のリストがございますので、こちらは参考までに御覧いただければなと思っております。

続きまして、企画展示についてですが、常設展の内容を補いつつ、何度も足を運んでいただけるように年に数回の企画展を開催するなど発信に努めたいと考えております。自前でできるテーマ展示をはじめまして、ほかの博物館ですとか資料館、他市町村との連携展なども可能だと考えております。来館者のご意見ですとか運営状況を踏まえながらそういった内容を適宜考えていきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。また、常設展に関しましても、来場者の方々の反応を見ながら展示資料も少しずつ入替えなどを行ってマイナーチェンジ、マイナーチェンジ、内容を時代に合わせて進めていくと考えております。このほかエントランスには、富岡町の被災状況を説明する映像展示ですか来館者の方のメッセージを残していただけるコーナーなども用意しておりますし、アンケートも最大限取り入れながら幅広く意見をいただきたいなと思っております。そういう中で適宜展示内容も見直していきたいと思いますので、ご助言頂戴できればと思います。

最後に、1枚目資料下段の図でございますが、こちらは以前もお示しました常設展示室の配置でございます。丸数字で1、2、3、4、5、6、7、8、9、10と書いてございますが、これは2枚目、3枚目の資料の一番左の枠の中でどういったテーマなのかというところと対応してございます。また、一般的な動線というものを1枚目の矢印で示させていただいておりますが、その周りにある点線で囲った部分は、展示のそれぞれのブロックというかコーナーブロックになっております。色の違いに特に意味はなくて、ちょっと同じ色で書いてしまうと非常に見づらくなってしまったところがありましたので、色は変えさせていただきました。

こういった内容で展示製作進めていきたいと思いますので、ご理解のほどいただければと思います。説明は以上でございます。

○議長（高橋 実君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

8番、宇佐神幸一君。

○8番（宇佐神幸一君） ありがとうございます。まずは、このアーカイブ施設すごく双葉郡というか県でも誇れる施設だと思います。また、いろいろ地域聞きますと、旧震災前と震災後を同時に展示するというのはすごく立派なことだと思うので、もうその点で一応何点かを聞きます。

1点目は、企画展示の考え方の中において、これから何回か催し変えてくると思うのですが、これちょっと出ていませんけれども、こちらのあちらの広いところを使って基本的に今はまだ活用していると思うのですが、語り部とかそういう方を呼んで講演をしたりとかそういうのも考えていらっしゃるのだと思いますが、考えているのかということとあと全体的にはすごく文句はないのですが、一番はこの施設をPRするために、人を呼ぶことに対してのこれからの方針、そういうのも考えていらっしゃるか。1つとしては、この前の県の施設できたようにシャトルバスを回したりとかそういうのを含めて富岡町としてのそういう駅から、また高速からそういう面での人を運ぶまたは富岡大原本店を含めてそういう施設がいっぱいありますので、巡回して回していくとかそういうのも考えているのかをお知らせください。

○議長（高橋 実君） 門馬係長。

○生涯学習課生涯学習係長（門馬 健君） ありがとうございます。

まず、エントランス部分の活用に関してですけれども、あの部分にはメッセージをいただけるような部分ですとかあとは町の震災の後の動きの概要をつかめるような映像なんかも用意していく予定ではありますが、語り部に関しては、いわゆる語り部なのか将来的な博物館ボランティアのような方々の育成なのかというところは、まだちょっと検討の余地がありますけれども、いずれにしても地域の暮らしですとか震災の経験を町民の方が、あくまで町民の方がそこで交流し合って記録を残したりあるいは我々にお伝えいただくような、そういうソフト事業というところは取り組んでいく必要があるうかと考えておりますので、これから具体的な事業化に関してはどういう方法があり得るのか考えていきたいと思います。

2つ目のP Rに関しては、この後県内あるいは県外含めて各学校ですとか大学などあるいは研究機関などにどんどん、どんどん営業活動回っていきたいなと思います。伝承館ですとかあるいは廃炉資料館あるいはリプロン、そういうところもございますので、そういう方々と巡回していただけるようなその連携の在り方というのも考えながら幅広くP Rはしていきたいと思います。また、交通手段に関して、今学びの森まで月曜から土曜まで路線バス1日6便は走っておりますが、そういうたところの在り方、またアーカイブ施設にどういう形でアクセス性がよくなるのかというのは、公共交通担当している所管課とともに事業者と調整しながら、できるだけ町の支出が抑えられているような形でどう連れてこれるかというところを意識しながら考えていきたいと思いますので、ご理解いただければと思います。

○議長（高橋 実君） 8番、宇佐神幸一君。

○8番（宇佐神幸一君） ありがとうございます。

まず1点目については、語り部とちょっと今回あったので出しましたが、別に町民との交流の場を、またそういう場を作るところであるのだということをちょっと認識分かりました。

あと2点目については、やっぱりせっかく作ったので、ただ来てもらうのではなくて、こっちからも来てもらう方法または駅と高速、交通機関がこんなにあるので、基本的には利用しなければ私もつたいないと思うし、またほかの施設、富岡に大原本店を含めたほかの施設またはその地域の文化財、文化地域を回れるようなことを踏まえた観光というか、P Rというのは人によって富岡の交流が増えるということは必要だと思うので、そういう面で連携をしていただきたいなと思っているのですが、再度ご答弁お願いします。

○議長（高橋 実君） 門馬係長。

○生涯学習課生涯学習係長（門馬 健君） ありがとうございます。

おっしゃるとおりの部分多々あろうかと思います。富岡町内の魅力的な文化財を知っていただきことですとかあるいは町内の震災後にできました様々な施設等ございますので、そういうところを結

べるようなソフト事業というのは考えていかなければならないと思います。ご助言頂戴したところでこちらとしてもこれから考えてまいりたいと思いますので、ご理解のほどお願ひいたします。

○議長（高橋 実君） ほかにございませんか。

9番、渡辺三男君。

○9番（渡辺三男君） アーカイブ施設見る姿は、すばらしいものができるのかなと思います。来年夏からオープンできるということで、非常に待ち遠しい思いはしております。それで、どれがどうだということではないのですけれども、この2—3の2番目、7から8ですか、この集会所の電池時計とか二中の電気時計、あとは富岡高校体育館の照明灯なんかも展示するものとして押さえていると思うのですが、こういう照明なんかは逆に言うとこの建物そのものにつけられるような感じで配置するとおもしろいのかなと思うのです。だから、そういった考え方あるかどうか。あとは、時計に関しては、当然これケースの中に入れておくよりは壁にかけて動かしておけば、動くものであれば動かしておけばまさにすばらしいのかなと思うのですが、その辺も1つ教えてください。

あと大きな1つなのですけれども、前も委員会では何回もやっておりますが、杉本邸の建物に関しては展示したいということで、町でも100万円以上の予算を支出し、またゼネコンもあそこをばらすためには恐らく二、三百万円かけているのかなと。それは、ゼネコンの厚意か環境省の厚意だったのかなと思うのですが、かなりのお金をかけたものがあると。ただ、それに関しては、展示できないのであきらめたと。当然建物をここの中に組んで展示なんかできないですよね。あきらめたという経緯あるのですが、ああいう建物をそもそも組んで何とかしようと思った時点で私は間違いなのかなと。そういうことで支出してしまったのかなと思うのです、町のお金を100万円ちょい。私は、展示する意味はあると思うのです。例えばはりとはりの重なっている組み手部分を1メートルくらいに組んだまま全部四方組んである部分を全部切り取って組んだままでひとつ展示する。また、それを別な場所のばらしたものを見ると1つ1メートルくらいにして展示すると。こういう細工してあって、こういう細工すればこういう組み手になるのだよと。幾らでも私は展示できたのかなと思うのです。それを展示しなくなつたという私理由聞きたいのです。

だから、その2点、私は非常に残念だなと思うのですが、その2点ちょっとお聞かせください。

○議長（高橋 実君） 門馬係長。

○生涯学習課生涯学習係長（門馬 健君） ありがとうございます。

まず、震災遺産の高校の照明の件ですけれども、こちらは富岡高校のバドミントン専用体育館につけてありました試合用の補助照明になります。通常照明は落ちなかつたのですけれども、補助照明のみ落ちてしまったと。こちらの補助照明なのですけれども、中も外も含めてかなりガラスも全て割れてしまつたり損傷がひどい状態で、ちょっと上につけるところはなかなか危ないのかなと思いまして、ステージの上での展示というところで考えてございました。あわせまして、時計についてですが、こちらも例えば電池時計であれば揺れでぶつかって中の機械が壊れてしまつて止まったとか、電気時計で

あれば面的な電源喪失によって止まってしまったとかそういったところがございます。電気時計に関しましては、根元の配線の部分から切ってしまっていたり、電池時計も実は全て壊れてしまっている状態なので、壁面ケースの中に掲げるような形で複数の時計の展示は考えてございますが、なかなか動ける状況ではないというところでご了解いただければと思います。

最後、杉本邸の建物の展示に関してのお話でございますが、まず町で支出させていただいた部分は、記録の保存というところで記録として作らせていただいたものが趣旨でございました。その中で、もろもろ部材の町として頂戴しているものもございまして、欄間ですとかそういった部分は適宜展示で見せながらかつての技術の部分というのを伝えられればと考えておりますので、ご理解いただければなと思います。

以上でございます。

○議長（高橋 実君） 9番、渡辺三男君。

○9番（渡辺三男君） 2—3に関しては、この集会所の時計とか照明に関しては分かりました。使えるような状況ではないということで、地震でこうなったのだよというところを見せるということで分かりました。

あと杉本邸に関しては、調査結果いろいろ本にして展示当然できると思います。それだけではなくて、物もあればより深く理解できたのかなと私思うのです。町では、その調査だけの支出だよということであれば、では誰がお願いしてゼネコンがわざわざ商売に及んできてばらす、解体すると、そつくり。それは、何のためにやったのですか。その辺が私理解できないのです。資料の保存であればばらす必要なかったので、もう解体して投げればいい話ですから。だから、ちょっと私その辺が理解できない部分がいっぱいあるのです。その物も実際現場からなくなっているとか。町では、資料の保存だけでお願いして百数十万円支出したのですか。

○議長（高橋 実君） 生涯学習課長。

○参事兼生涯学習課長（三瓶清一君） 委託の分に関しましての町の支出でございまして、先ほども申しましたとおり、記録保全のための委託費ということで支出してございますので、ご理解をお願いいたしたいと思います。保存をしたいというふうなことで進んでございましたが、最終的な問題とか保存場所とかの問題もございましたので、断念せざるを得ないことになってしまったということでございますので、ご理解お願いしたいと思います。不手際があるということは深くおわびしたいと思います。すみませんでした。

○議長（高橋 実君） 9番、渡辺三男君。

○9番（渡辺三男君） それだけすばらしいものを記録保存しておきたいというものを物でも保存できるとすれば、それを私断念した理由が分からぬのです。保存しようとすれば私はできると思うのです。さっき言ったように、組み手二重三重になっている部分を1メートルくらいに切って組んだまでの保存と。あと別な場所の組み手をこう掘ればこういうふうなものができるのだよというこの組

み手を全て見せるような保存。それは、1メートルくらいに凝縮してもできると思うのです。何でそれだけお金かけたのならそこまでやらないのですか。それで、そこの脇に記録したものを保存してあれば記録を見ながら、ああ、こういうものができるのかと、ああ、こういうものどんなやって作るのだろうとまた記録を見るとか。私もったいないなと思うから言うのです。何で保存しないのですか。

〔「生涯学習係長です」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 答弁できる。説明できる。

門馬係長。

○生涯学習課生涯学習係長（門馬 健君） ありがとうございます。

正直申し上げますと、部材自体を切断する形での資料の保全というところまでイメージが至っていなかった部分はございます。それによってこの中で展示というものを断念せざるを得なくなってしまったというところは、我々の勉強不足のところだと思いますので、そちらに関しては申し訳ないと思っております。

以上でございます。

○議長（高橋 実君） 9番、渡辺三男君。

○9番（渡辺三男君） まだ多分とてあるからまだできると思うのです。だから、まだできると思いますので、非常に私はもったいないと思いますので、ぜひあるはずですから、保存の方法を考えていただければありがたいと思います。せっかくすばらしいアーカイブ施設来年の夏にオープンするわけですから、そういうものに富岡町の大原本店は7,000万円、8,000万円であれだけ立派に保存、物がそのままそっくり保存しましたので、私はすばらしいのかなと思うのです。あとは今言った杉本邸なんかは、昔づくりのうちを調査したわけですから、調査資料とそのもの一部保存してあれば私はすばらしいものになると思いますので、ぜひ短く切って、長いまま組み上げて駐車場に作れということではないですので、ぜひ再度検討してもらいたいと思います。

○議長（高橋 実君） まずは、物の確認と今9番議員が言っていること可能なのか確認してから9番議員と話したら。

町長。

○町長（宮本皓一君） 9番議員のおっしゃること十分分かります。ただ、その組み手がどのようにすばらしいものであっても組み手だけの部分であればこれ3Dで、あるいはそういうものでも十分確保できると思いますし、これを1メートル程度のものに切ってしまえば全くその組み手のすばらしさは分かるかもしれませんけれども、その長さをここで支えていったのかなどということもなかなか分かりづらいと思いますから、これらについては映像では取ってあるのか。

〔「画像で取ってあります」と言う人あり〕

○町長（宮本皓一君） そういうことで、映像では保存してありますので、これらについては大きなまま展示ができないということで断念した経緯がありますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（高橋 実君） ほかにございませんか。

2番、佐藤教宏君。

○2番（佐藤教宏君） ありがとうございます。

すばらしいアーカイブ施設建つかと思います。8番議員も言っておりましたが、これは使っていただかない意味のない施設になってしまうかと思います。常に人がこの施設に来ていただけるような、係長も答弁で回答しておりましたが、様々な大学であったり、そういういろいろな団体と提携なり授業で使っていただくなりすることによって、営業をかけることによって施設を常に使っていただくような状態を期待しております。この中で、やはり常設展示でさすがに内容を変えていかないと人がもう1度見てしまえばもう十分な施設と考えられてしましますので、その辺の企画、入替えにしても検討していただければと思います。常にリピーターを増やせるような施策、そういうたのもも検討していただきながら進めさせていただければと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（高橋 実君） 門馬係長。

○生涯学習課生涯学習係長（門馬 健君） ありがとうございます。

議員ご指摘のとおりでして、何度も何度も足を運んでいただけるような展示構成にするために、ちょっと展示製作の業者としゃべりまして、町職員でも展示解説文が変えられるような、通常使っているパソコンで印刷して変えられるような、簡単に常設展の展示替えができるような工夫というのを今させていただいているところでございますので、世の中の世相の変化ですか来場者の方々のご意見などを捉えながら、毎週とか毎月とかそういうレベルではなかなか難しいとは思いますが、時期を捉えて展示替えをできるように工夫していきたいと。また、そのためにも皆様のご意見を最大限取るように、こちらもまた営業になろうかと思いますが、そういう活動いそしみたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（高橋 実君） 2番、佐藤教宏君。

○2番（佐藤教宏君） そのように営業等頑張っていただければと思います。

あと1点なのですから、展示するものなのですから、一小、二小、二中、こちらの校舎が解体されまして、こちらの校章恐らく残されているかなと思うのですが、そちらの展示も富岡町民の方の卒業した学校ですので、そういうものも展示していただけるとありがたいかなと思っております。

以上です。

○議長（高橋 実君） 門馬係長。

○生涯学習課生涯学習係長（門馬 健君） ありがとうございます。

既に解体となってしまった学校の校章も含めて様々な資料可能な範囲で保全させていただいております。常設展示室の中には、教育と文化のコーナーもございまして、そちらで既にもう今はなくなつ

てしまっている赤木の分校ですかとか旧上岡村時代の学校ですかとかそういった資料も含めてこの教育の流れとして位置づけていきたいと考えておりますので、ご理解いただければと思います。

○議長（高橋 実君） ほかにございませんか。

7番、安藤正純君。

○7番（安藤正純君） 常設展示の考え方ということで、これを読ませてもらうと、富岡町の住民がどのような暮らしをしていたか、どのような町づくりをなされていたかを知ってもらうとなっているのだけれども、私はこのアーカイブという話が出たときに、全町避難でこれだけ原発災害で住民は戻ってこれなくなってしまったとか、例えばイノシシだったり、あと壊されないでまだ解体もされない、除染もされないでほうっておかれたり、そういう東日本大震災だったらばもうとっくに1万数千人の人口で元どおりに戻ったとは言わないけれども、かなりの勢いでもう復興しているのかなと思うのです、地震だけだったら。地震以外のものがあるから今居住届も1,500人くらいで震災前の1割くらいにとどまっているわけだ、間もなく10年というのに。これを見ると、原発事故のせいで町がこんなにならったのだよというところが抜けているというか、このアーカイブ施設のウエートの置き方、重心をどこに置くか、何を知ってもらいたいのか、それがこの2-1の例えれば下半分のA、これ見てもパトカーとかなんかもあるけれども、この2-3の説明を読むと、その8、9のところで全町避難と災害克服へという文章はあるけれども、全体から見るとちょっとこのウエートの置き方が違うのかなと。一番スタートのとき私はやはりそれを言ったつもりなのです。それは、もちろん入れますよということなのだけれども、もう少しウエートかけてほしい。

○議長（高橋 実君） 門馬係長。

○生涯学習課生涯学習係長（門馬 健君） ありがとうございます。

まず、私の資料のちょっと作り方で誤解を生じさせてしまったかと思いますので、そちらのところおわびとともに説明させていただきます。まず、富岡町でずっと積み重ねられていた日常というのが急に全町避難によって奪われてしまったと。それを来館者の方に知っていただくのがまず大事であろうということで震災以前のことと位置づけたいというところでまず作ってございます。その上でなのですけれども、なぜ日常が失われてしまったのかというところを他人事ではなくある程度全然違う地域の方でも少しでも自分の人生経験とリンクさせたり置き換えられたりというところも狙いまして富岡地域の特徴ですかそこをまず地域の特徴を知ってもらわないと災害の特徴というところまで多分ああ、ここは大変だったのだねと人ごとのようになりますかねないという別な様々な感を私も拝見していて思ったところがありましたので、日常をちゃんと位置づけていかなければならぬという趣旨で震災以前のところの展示は作らせていただいております。その上でなのですけれども、こちら常設展示室の中で具体例というか絵として、ゾーンとしてちょっと少ないよう思えるというご指摘だと思いますので、これはこれから展示ケースの中に資料を並べていったりキャプションを並べていく中でメッセージ性というか、そこら辺はちゃんと担保できるように、以前お答え申し上げたのと同様、例

えば富岡地域、夜ノ森駅なども原発の事故がなければ解体しなくて済んだというところもあったりするかと思います。ただ、そういう事実の部分をきちんと積み上げて伝えていくことが重要かと考えておりますので、常設展示室内ではそういう質の部分をきちんと担保できるように我々まだまだ精進していきたいと思います。あわせまして、先ほど企画展示室のお話させていただきましたが、企画展示室だからといって企画がないときに空っぽとかということではなく、常に企画展示室で展示ができる状況、時宜を捉えた企画展をやるという思想から、当面なのですけれども、当面は震災遺産あるいは原発災害あるいは復興過程、そういうものを伝えるような展示が企画展示室の中では多くできるかなとも考えておりますので、これらを全体を通じて発信できるように考えております。ご理解のほどいただければと思います。

○議長（高橋 実君） 7番、安藤正純君。

○7番（安藤正純君） あくまでもこの震災によって、富岡町の生き立ちはこうだったけれどもこうなったと。今係長の説明でそれは分かります。ただ、展示のものからそれが伝わってこないとこの本質から離れてしまうので、だからこの今の説明、2-1の例えばタウンギャラリーの展示の考え方、メッセージ系の展示とかそういうところで写真だったり、あとは何かそういう映像だったり、そういうもので、ああ、全町避難というのはこんなにすごかったのだと、例えば富岡から川内まで全部車がつながっているとか、あとその辺イノシシが親子でちよろちよろ、ちよろちよろ家の中に入っているとかいろんなものがあると思うのだ。そういうものをもう一回そこに持ってきて展示しないと言っても展示なんかできないから、だから映像展示だったり写真展示だったり、それはそれで構わないと思うけれども、そのメッセージ、この目的、それは絶対外さないでもらいたい。そのためにはいっぱいお金かけているし、この事故のせいでまだ1割くらいしか、10年たっても1割くらいしか戻っていないと。それが現実だから、その辺は心得てというか、言わなくても大丈夫かなとは思うのだけれども、その辺はやってください、きっちり。

○議長（高橋 実君） 門馬係長。

○生涯学習課生涯学習係長（門馬 健君） ありがとうございます。貴重なご助言ありがとうございます。

まさにメッセージの内容、質を高めていかれるように努めていきたいと思います。また、県の伝承館ですかあと富岡町内に廃炉資料館等々もありまして、そちらに特化したものもそちらで見れる部分もあるかと思います。各館連携しながら、富岡としては町が経験した、町民が経験したという目線、またそれによって地域がこのようになったという視点を外さずに館全体の展示と2D、3D含めて考えていきたいと思いますので、引き続きのご指導方よろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 実君） 7番、安藤正純君。

○7番（安藤正純君） 私2回目でちょっと質問やめようかなと思ったのだけれども、今廃炉資料館の話出たので、やはり東京電力が主催する廃炉資料館私も見ました。何か原発事故というのが他人事

のような場面があったので、結局こっちは被害者の立場だから当然見る目が違うはずなのだ。向こうはその当事者だから、当事者の加害当事者だから、こっちは被害当事者だから、その辺は住民目線に考えれば、やはり10年たってもまだまだというのは、一般の津波の被害と原発被害はこんなにも違うよというのが伝わってこないと何のためのアーカイブだか分からなくなってしまうので、その辺はよろしくお願ひします。

○議長（高橋 実君） 門馬係長。

○生涯学習課生涯学習係長（門馬 健君） ありがとうございます。

今いただいたご助言の部分きちんと踏まえながらメッセージ作っていきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 実君） ほかにございませんか。

5番、高野匠美君。

○5番（高野匠美君） そのアーカイブ施設とても楽しみしております。先ほど双葉伝承館の話、私も伝承館に行きましたけれども、一番あそこを見て思ったことは、何にも残らなかったということが。これもうちょっと本当のこと、さっき7番議員も言いましたけれども、町がこうやって全町避難して、人ばかりではなかったと。動物だって酪農の人たちは、泣く泣く牛を置いていった。そういう場面も私は必要なのではないかなと思うのです。それで、やっぱりそういうところ、アーカイブ施設というのは見るだけではなくて考えさせる場所かと私は思うのです。感じるのではなくて、人がどのようにどうすればいいかと、そういうことをやっぱり考えさせる場所でもあるのかなとも感じます。だから、やっぱり展示に関してはあまりきれい過ぎても人はあまり感じないので、やっぱりここは大事だと。きついかもしれないけれども、ここはきちんと伝えておこうという展示も私は必要かと思いますので、その辺よろしくお願ひします。

あと1点なのですから、以前にテレビで伝承館を訪れた他県の方なのですけれども、行く場所が分からなかったと。伝承館に行って残るもののがなかったと。そういう投稿があって、行けなかったというのは、6号線から何の表示もなかったと。せっかくいい場所があるのにそういう表示がなかったということ載ってあったので、ああ、これはやはり行きたくても行けなくて何かぐるぐる、ぐるぐる回って相当迷惑というかあれしたというのを聞いたので、案内標識とかもやはり必要なのではないかと感じます。よろしくお願ひします。

○議長（高橋 実君） 門馬係長。

○生涯学習課生涯学習係長（門馬 健君） ありがとうございます。

まず、日常の生活の中で酪農の方々が動物を置いてこざるを得なかった。そういう部分のところ私どもも非常に重い話だと思います。日常を前半できちんと位置づけるというのは、産業もそうですし、例えば漁業だけではなく、海釣りをやっていたとか、山であれば林業だけではなく、キノコ取りに行けたとかそういう部分の喪失というのは大きいものだと思いますので、そういうところはき

ちんと踏まえながらメッセージ作れればと考えてございます。考えさせる場のはずというところ重々意識していきたいと思います。

また、館へのアクセスに関しましては、先ほど8番議員からもご指摘ございましたので、その周知方法ですとかそういったところは分かりやすさをきちんとと考えながら準備していきたいと思いますので、ご理解のほどお願ひいたします。

○議長（高橋 実君） 5番、高野匠美君。

○5番（高野匠美君） 展示というのは、なかなか大変だと思いますが、やはりある程度の一定期間で入替えというのも必要なのだとは思いますが、いっぱいいろいろな資料というのは町民の方お持ちかと思いますので、そういう人たちにも協力を仰ぐ、ご意見、コメント、そういうのも必要かと思いますので、その辺もよろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 実君） 門馬係長。

○生涯学習課生涯学習係長（門馬 健君） ありがとうございます。

引き続き町民の方々に協力呼びかけながら連携して館を成長できるように努めていきたいと思います。

よろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 実君） ほかにございませんね。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） これをもって質疑を終了……

〔「総務課長です」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 総務課長。

○総務課長（林 紀夫君） 蛇足的な話になりますが、今ほど来議員皆様からこの施設事業については大変大事な事業だというようなご意見たくさんいただきました。大変うれしく思っております。施設の活発な活用のためには、運営体制をしっかりとしなければならないということで、全体的に職員数が足りていない状況ではありますが、可能な限り運営体制を職員含めて確保するという観点で今検討をしておりますので、この後ご理解をいただくという場面が出てまいりますので、このことをご承知おきいただきたいと思います。

以上です。

○議長（高橋 実君） これをもって質疑を終了いたします。

以上をもちまして付議事件2、アーカイブ施設展示構成についてを終わります。

説明者の入替えのため暫時休議します。

休 議 (午前11時02分)

再 開 (午前11時06分)

○議長（高橋 実君） 再開いたします。

次に、付議事件3、富岡町健康増進施設整備に係る検討状況についての説明を健康づくり課長より求めます。

健康づくり課長。

○健康づくり課長（遠藤博生君） それでは、健康づくり課より富岡町健康増進施設整備に係る検討状況につきまして右肩資料3によりご説明をさせていただきます。説明着座で失礼いたします。

健康増進施設整備につきましては、8月の全員協議会におきましてご説明差し上げましたとおり、検討委員会により検討を進めておりまして、9月30日開催の第4回検討委員会におきまして施設に備えるべき機能、諸室の議論がまとまつたことから10月28日開催第5回検討委員会におきましてそれまでの議論を踏まえました経営基本計画の案をお示ししたところであります。本日は、この基本計画案の内容をご説明させていただきまして、議員の皆様からご意見を頂戴したいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

では、資料をおめくりいただきまして2ページが目次となっており、3ページ、基本計画本体となっております。まずは、健康増進施設の位置づけといたしまして、二次復興計画後期分における位置づけを記載をしております。こうしたいきる町の実現に向けて政策、重点施策を掲げておりますが、健康増進施設は政策の中のインフラ復旧拠点整備重点施策の住民のための生活拠点の整備、拡充の施策の中で夜の森公園の整備などによる特定復興再生拠点区域の再生の取組の中に位置づけられておりまして、2023年4月の開館の目標とされております。右に参りますと、健康増進施設にどのような効果が期待されるかという点につきまして、富岡町特定復興再生拠点区域復興再生計画アクションプランとの関連を含め記載をしているところであります。アクションプランにつきましては、暮らし、にぎわい、健康の3つの視点を基本に具体的な施策の施設の整備や基本復興施策を取りまとめたものでありますと、その中の1つを具体化したものが健康増進施設整備基本計画となります。基本計画策定に当たりましては、施設整備検討委員会において施設の基本方針やニーズの把握、施設、それから管理運営、事業方式等の基本的な考え方、機能や規模とその配置計画などなどを検討した上策定するものであります。施設のコンセプトといたしましては、アクションプランに示されました3本の柱に対しまして健康づくりにつきましては心と体のリラックス、新たににぎわいづくりについてはにぎわい広げる発信拠点の整備、暮らしの再生につきましては買物環境の整備などの機能を有する施設として整備するものであります。

おめくりいただきまして4ページにつきましては、健康増進施設の必要性というところでございますが、大きく2点をお示ししております。1つ目が富岡町における健康づくりの拠点であること、2つ目が町内外の富岡町に関与する人の交流拠点であることということにしております。健康づくりの拠点といたしましては、有酸素運動、全身運動が行える施設としてランナーズステーションや全身運動を行える施設であるとともに、精神、心と体のリフレッシュの観点からも疲労回復やストレス解消

を目的とした温泉施設をうたつておるところであります。また、交流拠点につきましては、町民、居住者、近隣市町村の方とそれ以外に関係人口、交流人口などなどそれぞれ富岡町に関係する人々についての、またその方々同士の交流の拠点ということで、そのための機能を有する施設として富岡町や浜通り地区の復興、発展に寄与する拠点であることが望まれるということにしております。右側には、必要な施設機能の規模や検討を行うに当たつての条件整理といたしまして、町内の居住状況や近隣市町村の状況、近隣施設の状況等の考え方を示しております。

5ページには、町内や近隣市町村の人口の状況などを記載する予定でおりまして、その右側には健康増進施設の商圈のイメージといたしまして、3キロ、5キロ、10キロ、20キロを同心円として記載した図面になっております。

おめくりいただきまして6ページには、左側に郡内の類似施設の状況を記載しております。檜葉町のしおかぜ荘、道の駅ならは、川内村のかわうちの湯に加えまして、葛尾村のせせらぎ荘と今後大熊町に整備される予定の温浴施設を比較検討できるよう一覧にして記載しております。右側には、健康増進施設が有すべき機能を記載しております。健康づくりの拠点、それから交流の拠点の機能といたしましては、先ほど申し上げました有酸素運動機能、全身運動機能、リフレッシュ機能、さらに交流の観点からも飲食機能、物販機能、イベント機能、その他を有すべきとし、各機能について用途、諸室等の構成を記載しております。有酸素運動につきましては、ランニングやウォーキングの拠点としてのランナーズステーション、全身運動機能としましては体操などの軽運動を行えるスタジオ、全身運動を行える全身運動室、リフレッシュ機能といたしましては、疲労回復やストレス解消を目的とした温泉機能、飲食機能につきましては利用者に飲食を提供できるキッチンスペース、物販機能につきましては特産品や館内用品などを販売するスペース、屋外につきましてはイベントスペース、キッチンカーやコンテナショップを設置できるスペースを導入してまいります。なお、スタジオと表示しました部屋につきましては、可搬式のパーティションで幾つかに区切れるような部屋を想定しております、このパーティションを取り外しますと一体として利用でき、会議室などにも使用できるものを想定しております。また、物販スペースにつきましては、当面の間特定復興拠点区域内に買物ができる環境が見込みにくいというところから、日用品などの販売も想定をしているところであります。

7ページには、特定復興再生拠点区域のゾーニングを記載しておるところであります、ランニングやウォーキングの拠点、また温泉機能の満足をするということの要件、さらには夜ノ森駅に近く国道6号や常磐道富岡インターとのアクセスも容易なことから、集客を見込むという観点からも人と桜の共生ゾーンに位置する旧リフレ富岡の跡地を健康増進施設整備の適地として選定するものでございます。

おめくりいただきまして8ページには、適地として選定した旧リフレ富岡敷地のインフラの状況、さらには法的な規制の状況を記載しております、9ページには現況の写真などを掲載いたしまして最終的な計画に盛り込んでまいる予定であります。

続きまして、10ページでございます。左側には、温泉井戸の状況を記載しております。旧リフレ富岡の温泉井戸につきまして、その状況調査を行いましたところ、33.8度のお湯が180リットル毎分湧出しているということを確認しており、当初の設置からは温度は下がっておりますが、用途温度及びその湧出量から温泉法上の温泉として利用可能という結果が出ました。ただし、729メートルより下のところで若干のふさがりが見えまして、より深いところからの取水ができていないこと、また既存のケーシングに微細な亀裂が確認されたことなどが懸念事項として挙げられております。温度が下がっているながらお湯の量が確保できているという状況から、その730メートル付近のところで塞がっていることにより下の高い温度のお湯が今のところ上まで上がってきていませんことに対しまして、それより高いところよりそれ以外の温度の低い水が流入しているということが疑われる状況でございますので、この点につきましては施設整備工事とは別にしゅんせつ工事を町として実施し、機能回復を図ってまいる考えであります。

続きまして、その右側におきましては、施設の需要予測を記載しております。4ページに記載いたしました町に関係する方々それぞれにつきまして、アクションプランに定めました健康づくり、新たにぎわいづくり、暮らしの再生それぞれに対しての関係性を視覚的に整理したものであり、関係性の深さを実線、波線で示しております。その下の表につきましては、利用者の想定を示すものであります、年間利用者の想定をさきにも申し上げておりましたが、7万人ということで想定をしているところであります。

11ページ左側につきましては、施設整備に係る建築等の費用を記載しております。委託設計から建物の建築まで全体で大体22億円程度を上限として記載をしております。右側につきましては、整備費用に用いる財源について調査をしたものでございます。幾つかの制度を検討してまいりましたが、補助を受けるための要件整理や補助率など本施設整備に合致した制度がなかなかなく、現段階につきましては一番下の欄、廃炉交付金を充当する考えでおりますが、なお充当できる財源の掘り起こしにつきましては、引き続き継続調査を行ってまいりたいと思っております。

おめくりいただきまして12ページにつきましては、収支予測、事業収支予測ということになります。まず、ランニングコストの概算であります、次にお示しする内容を前提に年度ごとの維持管理費及び運営費を整理しております。営業日数につきましては、年末年始や定期点検など、それから定休日等を踏まえまして年間300日以上営業するものとし、具体的な日数につきましては事業者の提案に基づき協議をすることと。また、営業時間につきましても、提案した事業者のノウハウを生かすために、こちらも事業者の提案に基づいて町と協議することとしております。利用料金につきましては、誰もが利用しやすい料金体系であることを前提に、町内または周辺自治体の施設の状況を踏まえて設定することしております。また、運動を習慣化する仕組みづくりにつきましては、その料金設定において事業者のノウハウに期待することとしております。料金設定全体におきましては、子供や介助を必要とする方が利用しやすいような配慮をすることも求めているところであります。施設の利用方法に

つきましては、ランナーズステーション、全身運動室、温泉につきましては、自由に利用できることを原則といたしまして、スタジオの利用や各種事業においては利用者の利便性に配慮した予約制などを導入することも検討して提案を求めるとしております。また、介助が必要な利用者につきましては、安全に利用していただくために介助者の同伴を求めるということも想定をして事業者に求めてまいります。飲食の提供につきましては、施設利用者に食事等を提供するために、施設内にキッチンスペースを配置するとともに、そのキッチンスペースでの提供以外にもその食事を提供する環境を整えるために、屋外においてはキッチンカースペースを配置することやコンテナショップを配置することでここに飲食機能が入店することなども想定し、食事提供の方法やメニューの幅を広げる工夫をすることとしております。そのほか管理運営に係る諸業務の項目を列記をしており、これらの項目を踏まえた上で右側がランニングコストの概算となります。人件費から光熱水費等を積み上げまして、現段階の概算では年間9,800万円強程度としております。なお、運営コストの算出に当たりましては、その下の表になりますが、リフレ富岡のコストの構造を参考にしておりまして、人件費につきましてはリフレ富岡の開館時間及び開館日数などから想定、燃料費、光熱水費、清掃委託料につきましては面積案分により算出、消耗品や点検委託など施設規模にかかわらずかかる経費につきましては、リフレ富岡の直近経費の平均で計上しておるところであります。また、広告費につきましては、新規施設ということになりますので、こちらについては事業者に広告宣伝をお願いするようなことになりますので、そちらの施設費用につきまして概算として客単価の3%程度で計上しているところであります。なお、こちらにつきましては、先ほど申し上げたとおり、リフレ富岡の経費の構造を基に計算をしておりますので、実際の金額についてはこれとは異なることがありますので、そちらについては事前にご承知おきをいただきたいと思います。

13ページにつきましては、建築物の基本計画を記載しております、温泉部門から管理部門まで6部門を示しております。施設の延べ床面積につきましては約2,300平米、地上1階建てということで考えております。共通事項といたしましては、全体計画としてユニバーサルデザインを取り入れること、ライフサイクルコストの低減やメンテナンス性に配慮すること、自然光の利用と音や風の流れに配慮することとし、さらには町民の誇りである夜の森の桜の景観を生かした計画とすることとしております。また、部門計画において、機能的なゾーニング、日照や眺望への配慮、近隣環境への配慮などを示し、動線計画において利用者の利用動線の設定など施設運用に沿った計画となるような提案を求めるとしております。右側には、土地利用計画を記載しており、アプローチ計画、イベントスペース、コンテナショップスペース、キッチンカースペースの整備、さらには駐車場の整備について記載するとともに、一番下になりますが、桜並木の保全の観点から東側道路境界におきまして5メートル程度を桜並木の保存範囲として構造物を設置しないことを求めるとしております。この桜並木の保存範囲につきましては、次ページにイメージを記載しております、14ページを御覧いただくようになりますが、図面下側の斜線の部分、こちらがこの桜並木の保全に係る範囲ということで制

限をするものであります。なお、こちらの図面に計画建物というふうな表示がございますが、これあくまでイメージとして配置をしているものでございますので、建物の形や配置がこの形になるというものではございませんので、この点についてご了解をいただきたいと思います。

続きまして、15ページでございますが、こちらは設備の計画を記載しております。熱源につきましては、省エネルギー性を考慮すること、温泉スタジオ、ランナーズステーションなど利用者の体感温度が異なる各室について個別の温度調節が可能な設備とすること、自然エネルギーを利用した設備を設置することなどを熱源、空調、給排水などそれぞれの設備計画について記載しております。また、一番下に災害時においても非常用発電設備と併用しつつ使用可能な方式と記載しておりますが、右側構造計画におきましても災害時の避難施設として求められる機能を十分に発揮できる構造計画とすることにしており、それに見合った耐震性や安全性を確保することを求めているところであります。

16ページ、17ページにつきましては、各部門ごとの詳細な諸室リストを記載しております。各部門とも基本的な諸室、機能及び面積等を記載しておりますが、こちらにつきましては事業者の提案によって面積や配置など若干の変更が出るものと考えているところであります。

18ページにつきましては、先ほど構造計画でも触れましたとおり、避難所としての機能についてを記載しているところであります。町の災害計画上の避難場所として指定するかどうかという観点とは別に、町で造る施設といたしましては、災害時に町民の方が避難をする施設であるという想定は必要だと考えております。そのために、想定として150人が72時間3日間避難できるような機能を設けることとして記載しております。その右側につきましては、経済性についての記載となっておりますが、10年後、20年後を踏まえてライフサイクルコストとイニシャルコストへの配慮、省エネルギーに配慮した計画であるとともに、経済性を重視した構造、工法設備計画とすることを求めております。

19ページには、整備方法といたしまして、事業方針の検討について記載しているところであります。本件構造新施設は、ランナーズステーションや温泉などその主な機能から民間において類似の事例が数多くあり、サービス向上及び設計、建築、維持管理、運営におけるスムーズな事業開始を図るため、民間活力の可否について検討してきたところであります。事業方式の比較におきましては、公設公営、公設民営、民設民営の各方式を左側下段のとおり整理するとともに、右側のとおり評価したところであります。公設+指定管理、D B + O、D B O、P F I のそれぞれの方式について比較検討したところであります。

また、20ページには、整備に当たって様々な事業者から実際の事例であるとか意見などを聴取を行った官民対話の状況を記載しております。ゼネコンや公共施設管理会社、温泉施設運営会社、スポーツ施設の運営会社など全部で23社から意見を聴取をしたところであります。施設機能や運営など様々な意見をいただきましたが、一番下の部分になりますが、施設の整備方式については施設の運営事業者の確保が困難であることから整備と運営を分離することが望ましい。その一方で、民間事業者の運営ノウハウを十分に発揮するためには、設計段階から民間事業者の参画ができる方式が望ましいとい

うふうな意見がございました。前ページにありました検討内容とこの官民対話の内容から、右側、整備方式に対する評価といたしましては、整備スケジュールやリスク分担、民間事業者のノウハウによるサービス水準の向上といった様々な観点で民間活力の導入が望ましいと考えております。民間対話の状況からも早期に運営事業者の民間ノウハウを導入することに肯定的な意見が多く、またその一方で本事業においてはこの地域特有の背景人口が少ないというところから、民間事業者による資金調達が必要なPFI方式についてはなかなか成立がしないというところで、また官民対話の中でも独立採算による運営ということについては、否定的な意見が多かったところであります。こういった様々な内容を検討いたしまして、サービス購入型のDBO方式ということで事業を進める方針とし、8月の全員協議会の際にもご説明を申し上げましたとおり、設計、建築、それから維持管理、運営を一括する発注方式で考えているところであります。

最後に21ページには、工程の計画を概算として掲載しております。11月中には基本計画の策定を完了させ発注に進んでまいる考えでおりまして、来年6月頃までには業者の選定を行い、7月より設計、また2022年度からは工事に着手し、当初予定どおり23年4月、令和5年4月には開館できるような工程としております。また、設計の期間に10ページに記載していました温泉井戸のしゅんせつ工事を実施する考えでおります。

以上、駆け足でございましたが、健康増進施設整備計画の案となっております。この後につきましては、本日皆様からご意見をいただきまして、さらには役場庁内の意見も踏まえた上で今月中旬に第6回検討委員会を行い、その中でこの基本計画を固めてまいる考えであります。その内容につきましては、12月の全員協議会において皆様にまたご紹介をしたいと考えております。

以上、説明長くなりまして大変恐縮でございますが、ご意見を頂戴したいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。説明は以上です。

○議長（高橋 実君） 説明が終わりました。これより質疑を行います。質疑ございませんか。

2番、佐藤教宏君。

○2番（佐藤教宏君） 今さらと言われるかもしれません、こちらは特定復興再生拠点区域の再生計画ということで立てられて、もうこの事業は進んでいくのであろうと思っているところなのですが、もちろん今夜の森地区に何もないで、こういったいろいろな施設ができるることはいいかと思うのですが、私からは町の財政状況についてちょっと心配なところがありまして、令和元年度の決算報告ありましたけれども、代表監査委員からも経常収支比率、こちらが99.6%ということで、財政状況硬直しているところです。この99.6%という数字は、もう財源のないものは基本的にはやれないような状況で、今回財源が廃炉交付金ということで進められているということなのですけれども、廃炉交付金も毎年9億7,000万円ぐらいの収入でしかないかと思います。建設に係る事業費が22億円ということで、どれだけ財源が確保できるのか。一般財源はどれだけ使わなければいけないのか。この廃炉交付金も20年後にはもうゼロになってしまうので、その後のこちらの施設の運営方法、そういう

た財源の確保、そういうものも含めてちょっとお聞かせいただければなと思います。

○議長（高橋 実君） 健康づくり課長。

○健康づくり課長（遠藤博生君） ご質問ありがとうございます。

議員ご指摘のとおり、町の財政状況につきましては、先日の9月定例会においての決算報告にもありましたとおり、なかなか厳しい状況であるということにつきましては、我々も認識をしているところであります。その一方で、こちらの施設につきましては、議員からもありましたとおり、アクションプランに位置づけられました町の施策として行っていくということで、この地域をどのように発展をさせていくかというところに関わってくる施設であるというところから必要であるというふうな判断をしたところでございます。施設整備につきましては、先ほど私のほうで廃炉交付金というふうな話をさせていただいた後で今のところ財源についてまだ掘り起こしがし切れていない部分がございますので、例えば部門ごとでもいいので、例えば観光に当たるところの補助があるのかどうかとかあとでは広報というものは宣伝に係る補助があるのかとかバリアフリーに関する補助があるのかとかそういう細々としたところまで調査をしまして取れる財源はあらゆる財源を目指していきたいと考えているところであります。この先施設を造ってしまえば何年もずっとそれを維持管理をしていくというところでありますので、将来的な懸念というのはご心配の部分については私も理解をするところでございますが、今回発注方式の中でD B O方式というところ、維持管理についても併せて発注をしたところにつきましては、この維持管理業者につきましては単年度ではなく長期間維持管理できる業者を早期に確保するというふうな考え方をしているところからもこのD B O方式を採用したところであります。この業者につきましては、当然ながら提案の中でどういった事業、維持管理とともに運営をする中でこの施設をどう使ってどう収支計画をしていくのかというところにつきましては、当然ながら提案を採点する中で重要な項目となってきますので、この施設をしっかりとと言うと語弊がありますが、ちゃんと皆さんに利用していただけるようなものを造り運営をしてくれる業者を選定していくというところも重要なと思っておりますので、そういう点からも町の財政に負担がかからないような整備を進めていきたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（高橋 実君） 2番、佐藤教宏君。

○2番（佐藤教宏君） ありがとうございます。

これから補助金等を検討されるということなのですけれども、もう建ててしまって補助金がなかつたとなってしまうともう財政調整基金を取り崩すしかないような状況になってきています。もちろんこちらの健康増進施設だけではないのですけれども、今後地域交流館であったりアーカイブ施設であったり、これが今後、経常的な支出の中にプラスされてくると思います。こちらだけではないのですけれども、今後の町の財政に関して考えていただきながら施設の整備であったり管理であったりをしていただきたいなと思っております。

以上です。

○議長（高橋 実君） 総務課長。

○総務課長（林 紀夫君） 担当課長ご説明最後にしたように、実はまだこういう計画案で検討委員会に議論いただいて、その議論を踏まえて町のオーソライズされた考え方にして、計画にしたいということを担当課長申し上げておりますから、詳しいこと実は我々まだ承知していない段階でございます。本日は、こういう担当課の考え方についてご意見くださいということでございます。それを踏まえてになりますが、ひとつ財源、整備財源につきましては、担当課長様々申し上げましたが、可能な限り確保はすると。可能でないところ、確保できない部分については、ひとつ考え方としては特定廃棄物埋立処分場地域振興交付金基金を当て込むというところは現実的なことなのかもしれません。加えて、維持管理費年間1億円程度ということにつきまして、先ほどのアーカイブ施設もありますが、これらについても当面の間は今ほど申し上げました基金の充当が可能であると。それで、今残額が今年度末残額で当該基金の残額が約55億円でございます。共生型サポート拠点の整備費用、整備財源としても見ていますので、そこから10億円を共生型に持っていくというような計画になっておりまして、それを差し引きすると45億円程度今いわゆるエコ基金というものが残額あると。これちょっと計画的に使いながら当面しのいでいくというのが現実的な話なのかもしれません。ひとつ様々計画をされる担当課にはお願いをしているところですが、維持管理費だけではなくて、その施設を使って様々事業をされるわけですが、その事業をするための運営費だったり、事業展開費用だったりというところも含めて実は協議いただきたいとお願いをしていますので、ちょっと厳しい状況にはなっていますが、ひとつちょっとごめんなさい、いろいろ前後して申し訳ございませんが、当面においては、当面ここにおいては維持管理費等々は確保できるだろうと。しかしながら、先の事業展開をもお示しいただかないとなかなか財源確保が難しくなってきますからねというところもご承知おきをいただきたいとお願いをして、そのことも検討いただいているといったところでございます。

以上です。

○議長（高橋 実君） 8番、宇佐神幸一君。

○8番（宇佐神幸一君） 今総務課長が話の中にもちょっと関連するのですが、この施設私は建設することに対しては賛成なのですけれども、ただ問題はこれから計画する状況下において、周りの環境、簡単に言えば隣接する、今はまだ戻っていらっしゃいませんけれども、この場所で近いところにほとんど住宅地があるので、その隣接する環境、それとともにあとやっぱり夜ノ森駅という駅があるので、どうしても交通的な部分も含めてもちろん考えて、先ほど総務課長言ったようにそこから収益上がるというような計画も立ててほしいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（高橋 実君） 健康づくり課長。

○健康づくり課長（遠藤博生君） ご質問ありがとうございます。

今回お示しをさせていただきましたものについては、あくまで施設の基本的な整備の計画ということですので、この敷地の外の部分につきまして、隣接をしている土地については現段階では私どもで

は特に手をつけるものではございません。ただ一方で、町としてこの地域をどうするのかというところについては、当然必要な視点でございまして、これにつきましては企画課とそれから都市整備課、産業振興課、そして私どもと併せてこれまでこの特定復興再生拠点区域をどう発展させていくかというふうな協議を行ってきた経過がございます。その中で、この健康増進施設敷地だけでなく、公園であったりとかその隣接をしている土地をどのようにしていくかというところを検討してきた経過もございますので、今後その検討していく中でどういった利用ができるのかというところ、そこに町がどのように関わっていけるのかというこちらについては引き続き議論をしていく部分であるのかなと思っております。

また、議員からご指摘がありました夜ノ森駅につきましては、これは当然の視点ということで、先ほど私がご説明した中でも夜ノ森駅からのアクセスと夜ノ森駅、それから交通アクセスについて重要な点であるということでこの適地選定ということで行ったというお話をしたところであります。当然ながらこの施設を使っていただく方に電車を使って来ていただくというふうなことも想定をしなくてはいけないので、この辺りにつきましては駅の周辺の広報であったりとか、場合によってはJRの協力をいただくようなことも想定しつつ、施設を使っていただきながらこの地域を発展させるためにどうしたらいいかというところにつきましては、施設整備とは別に検討していきたいと思いますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（高橋 実君） 8番、宇佐神幸一君。

○8番（宇佐神幸一君） まず、電車、第一に。最初の1番目については、私で質問の仕方がちょっと間違ったと思うのですが、これから工事してその施設が将来的に長い時間使うか短い時間使うか分かりませんけれども、そうすると隣近所の隣接に対してのはっきり言えば環境を害しては困りますので、その点十分注意していただきたいということだけです。

あと夜ノ森駅については分かりましたので、そのように進めていただければと思います。

○議長（高橋 実君） 健康づくり課長。

○健康づくり課長（遠藤博生君） すみません、私のほうで質問を理解せずに答弁をしてしまって申し訳ございませんでした。指摘ごもっともだと思いますので、隣接地の方々にご迷惑のかからないような施設整備、それから運営を行っていきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 実君） ほかにございますか。

7番、安藤正純君。

○7番（安藤正純君） 私も全く2番議員と同じ考え方なのです。またぶり返してしまいますけれども、経費の件。この今の資料の12ページの大体どれくらいかかるかというところ大体9,800万円ですか、大体それくらいかかると、維持管理に。その中で、やはりその他というのも結構でかいし、あと上から2番目の光熱費、光熱費あたりは例えば建物を建てるときに太陽光入れるとかそういったことで電気代とかそういうものが極力抑えられるようにするとか、あとこの施設を利用する人からその利用

料金をいただくと。そういうことで、ここ例えは9,800万円だけれども、その他も極力努力したりすれば6,000万円、7,000万円くらいになれば、大体それを目安にD O B、指定管理というかお願いするときの目安になると思うのだ。以前のリフレのようにならないようにまず削るものは削る。スタートしたらば、できるだけそういう太陽光のようなもので安く済みそうなところは交付金の段階でもうやってしまうとか、その辺は少し努力すべきかなと思うのだけれども、その辺の考え方課長お願いします。

○議長（高橋 実君） 健康づくり課長。

○健康づくり課長（遠藤博生君） ご指摘ありがとうございます。

ご説明の中、また資料の中で概算の維持管理費9,800万円何がしということでお示しをさせていただいたところでありますが、その説明の中でこの9,800万円何がしを算出する根拠というか、ために利用したものについては、旧リフレ富岡のコストの構造であるというご説明をさせていただきました。まさに水道、光熱費なんかにつきましては、もともとプールがあったリフレ富岡の水道料金なんかも面積案分で含んでいる部分がありますので、これが適切ではないという指摘をされればそのとおりなのですけれども、リフレ富岡の構造とは実際は作る施設は違うものと思っておりますので、概算するためにこういった数字を出させていただきましたが、この計画の中でもライフサイクルコストの低減についても触れておりまして、さらには説明の中で省略をしてしまいましたが、太陽光エネルギーを含めた自然エネルギーの設置についてもうたっておりますので、そういったところで費用の低減についてはされるものと、実際のコストについてはこの金額、提示した金額より下げるここと可能だと考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（高橋 実君） ほかにございませんね。

9番、渡辺三男君。

○9番（渡辺三男君） リフレの跡地に温浴施設になろうかと思うのですが、建設されるということで、あそこの夜の森地区の起爆剤になろうかと思います。ただ、建設費22億円、2番議員と7番議員か、言ったとおり膨大にかかるわけです。こういう部分がやっぱり7割、8割くらいの補助を受けられるようなものを引っ張り出してこないとなかなか難しいのかなと思います。例えば補助3割とか4割くらいしか受けられないとすれば、やっぱり規模を縮小すべきだと私は思います。造るのは、私は反対はしません。といいますのは、今の富岡町の状況で10年先を見た場合にどれだけの人口になるかということは、ある程度もう算出できると思うのです。そういう10年先の人口から考えていかないと、富岡町の財政には合わないのではないかと思うのです。なかなか難しいのです。これ人を寄せるためには、いいものを造って注目してもらうというのが一番ですけれども、注目してもらって人が戻るかというのには私はつながらないのだと思うのです。そういうことを考えていけば、温浴施設は私は絶対必要だと思うのです。また、物品販売の部分も必要だと思うのです。あとそのほかに必要ですかというと、ここが一番難しいところで、やっぱり財政規模に合わせて無理な部分はきっとやっぱり踏まえて小さくしていくのが今の検討課題なのかなと思うのです。今年間のかかる費用九千何百万円、

1億円とかと算出して、それはリフレの平米数から割って算出していますよと言いますけれども、温泉、ホテルとかプールとかなくなるからずっと下がるのだと思うのです。あと太陽光にすれば電気料下がるとかどうのこうのになりますが、太陽光も建設と太陽光で電気を使い始めてからその太陽光を建設するための費用とその電気料、何十年たてばその建設費を取れるかと算出すると決してプラスにはならないはずです。を考えれば、建設するときに補助率が80%も90%ももらうのであればそれは当然必要なことだと思うのだけれども、補助があまりつかなから太陽光なんかやらないほうが後々いいと思うのです。だから、そういう部分でいろいろ考えなくてはならない部分はあります、何せ10年先、20年先を見た富岡町の人口に見合った建物にしなくてはならないということは、やっぱり平米数をまた小さくすべきだと思います、建築面積を。そうしないとなかなかプラス・マイナスにはならないと思います、持ち出しが大きくなつて。だから、その辺を当然今からの検討課題にしてもらえば私はありがたいのかなと思います。これいいものを造つて人を寄せるということは一番ですけれども、いいもの造ればコストがかかると。それで、建設から維持管理まで含んで発注したいということですが、発注して受けるほう側はやっぱりいいものを造りたいということになりますから、いいもの造れば維持管理費は余計にかかるのです。庭でも何でも何にもつけないのでつべらぼうにしておけばあと維持管理かからないのです。それでは建築業者は気が済まないので。そういうことを考えれば、やっぱり財政規模に合わせたり人口比率に合わせたりして少し縮小できるものは縮小していけば私はいいのかなと思いますので、その辺ひとつどうなのですか。

○議長（高橋 実君） 健康づくり課長。

○健康づくり課長（遠藤博生君） ご意見ありがとうございます。

貴重なご意見、ご指摘と理解をしておるところであります。こちらの施設につきましては、新たに整備をするというところで復興財源の利用ができなかつたというところがございまして、これそのために財源探しをしなくてはいけないというところになっておりまして、こちらについて私のほうで明確にこの財源がこれだけつけられるからというご説明はできないところにつきましては、おわびをするところでございます。旧リフレ富岡が約7,000平米あったところを今回議員もおっしゃられたとおりホテルであつたりとかプールであつたりとか機能を絞つた上で今回2,300平米というところまで下げたといいますか、再構築をし直したところでありますが、例えばお風呂と物販とこれ以上機能を絞ってしまうとなおどういう施設なのかというのがちょっと明確にならない部分というのが出てくるのかなというふうな個人的な考え方ございますがございまして、当然ながら町民の方に来ていただきたいという心もありつつ、にぎわいの創出という観点からいきますと周辺からの利用についても考えていなくてはいけないと。そのためには、周辺との差別とか格差とかという言い方はおかしくなるのですが、富岡町はこうですよというような特色のある施設というところも観点としては必要であると思っております。また一方で、先ほどからも申し上げておりますとおり、物を売つたりとか食べたりする施設、この拠点区域内でなかなか営業が見込めないような部分について担つていかなければいけな

いというところ、これについても施設を整備する中でのある意味責任の部分もあるのかなと思っております。こういったそれぞれもろもろの機能を考えていったときに構築していった結果がこの面積相当の施設になったというところでございまして、その上でこの面積が妥当かどうかという部分につきましては、ご意見があったということにつきましては検討委員会にも持ち帰りまして、こういったご意見があったという話を再度検討してみたいと思っております。その上で、こういった形の計画を案としてお示しさせていただいたところでありますが、様々のご意見あるかと思いますので、いろいろ頂戴した上で検討させていただき、変更できる、修正できる部分につきましては修正していきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 実君） 9番、渡辺三男君。

○9番（渡辺三男君） 説明は分かりました。まず、規模等も絞れるものは絞っていただいて、これ検討委員会の規模でどうから、なかなか絞れないのかなと思うのです。ランナーズステーション部門とかいろいろあります。いろいろ多目的部門とか全身運動部門とかいろいろ全く将来を見越した機能が入っているのだと思うのです。ただ、見越すのはいいのですが、何年先を見越しているのかなのです。20年先を見越しているのであればまたそのとき考えれば私はいいと思うのです。一番必要なのは、やっぱり温泉、温浴施設というのは人間をほがらかにしますから、体は温まりますから。富岡町内にもないし、リフレ富岡というものは井戸、立派な井戸掘ってありますので、温泉井戸。その温泉井戸を利用して温浴施設は絶対必要だと。あと何必要なのだというと、やっぱり買物する部分がないからしようゆ1つ買うにもさくらモールに飛んでくるようではしようがないだろうと私は思うのです。それも必要だと。あと運動部門とかいろんな部門ありますが、建設単価と補助を考えてそういう部分はやっぱり思い切って外す部分は外していくかなくてはならないと思いますので、ぜひ検討委員会にそういう意見がありますよということを出していただければありがたいと思います。

○議長（高橋 実君） 健康づくり課長。

○健康づくり課長（遠藤博生君） ありがとうございます。

ご指摘踏まえまして検討委員会で再度検討をしてみたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 実君） 町長。

○町長（宮本皓一君） ご指摘十分理解できます。ただ、富岡町のこのリフレ富岡というのは、健康増進センターというような位置づけで今までやってきました。そして、今回の特定復興再生拠点の再開には、こういう健康増進施設が必要だろうというようなことでありまして、特にここにはこういう平場の部屋があればそこに器具を入れるだけの話であって、それにはその部分を縮小するというようなことではなかなか運営できないのかなと思います。そして、このランニングコストの1億円弱なのですが、これまでのリフレですとプールは温水プールということで、普通の水道水をあの温度まで上げていました。これらに係る経費が莫大な光熱水費ということ、そしてホテル部分についてはなかなか泊まるお客様がいない中でもこれらに1名、2名の宿泊者のために全館暖房をかけるようなそ

いうようなものもありましたので、ここには当時のリフレの換算で入っていますけれども、これよりはランニングコストは落ちるはずです。そういうことを考えて、そして先ほど何人戻るかというような話もありましたが、戻る人を相手にしていたのではこの特定復興再生拠点なかなか立ち行かないとと思うのです。やっぱり新たな町民というものを見据えた形でこういうものを造っていきたい。これ今ほど議員がお話しされたように、温泉施設本当に体が温まれば心がほがらかになるというような話でありましたけれども、全くそのとおりで、今檜葉のしおかぜ荘ですか、かなりな盛況です。そして、富岡町にも私はこの温浴施設の中にサウナも欲しいなと思うのですが、この辺は本当に断腸の思いで削るようなことになりましたので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（高橋 実君） 9番、渡辺三男君。

○9番（渡辺三男君） ありがとうございます。

私一番心配しているのは、本来であれば民間であれば建設費まで上げるような利用料金をいただぐと。それが今通常民間でやっている施設なんかは、温浴施設であれば大体2,000円くらいだと。それを町で今度の温浴施設造るとすれば、風呂の利用は500円とか600円とか4分の1くらいの利用料金になりますよね。当然利益は出るはずないです。ただ、利益出ないからといって町の財源を幾らでも投入してもいいということにはならないものですから、規模大きくなれば必ず維持管理費、運営費は大きくかかると。規模小さくすれば当然少ししかからないと。これは、もう絶対条件なのです。運営費も維持管理費も減らすには、やっぱり規模を小さくするしかないので。だから、その辺を十分検討課題にしていただきたいと。

よろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 実君） 健康づくり課長。

○健康づくり課長（遠藤博生君） ありがとうございます。

おっしゃることもっともだと思っておりますので、そういった視点でさらにどういうふうな施設にするかという点についてちょっと立ち止まって考えてみて、その上で検討委員会でもう一度こういったご意見がありましたということを皆さんでお話をしてみたいと思います。

よろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 実君） 副議長。

○副議長（堀本典明君） 議長。

○議長（高橋 実君） 2番の質問に関連して健康づくり課長に答弁してもらうより総務課長になるのだと思うのだけれども、リフレの分の補償関係の東電補償どんなふうになっています。

○副議長（堀本典明君） 総務課長、どうぞ。

○総務課長（林 紀夫君） 現段階では、まだ建物と不動産については賠償の協議に入っていないといった状況です。現段階では、土地についてはおおむね賠償協議が入っておおむね賠償いただいているといった状況ですが、これから建物については協議をして、建物と動産についてはこれから協議

ということになります。

以上です。

○副議長（堀本典明君） 議長。

○議長（高橋 実君） 協議の中で今までこれ論議しているような状態ですので、そこら辺もなるべく早く成立して提示できるようにお願いしておきます。

終わります。

○副議長（堀本典明君） 戻します。

○議長（高橋 実君） そのほかありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） では、これをもって質疑を終了いたします。

以上をもちまして付議事件3、富岡町健康増進施設整備に係る検討状況についてを終わります。

1時まで休憩します。

休 議 (正 午)

再 開 (午後 零時57分)

○議長（高橋 実君） ちょっと早いですけれども、再開します。

次に、付議事件4、季節性インフルエンザ予防接種の助成についての説明を健康づくり課長より求めます。

健康づくり課長。

○健康づくり課長（遠藤博生君） では、午前中に引き続きまして健康づくり課より季節性インフルエンザ予防接種の助成につきましてご説明をさせていただきます。説明着座にて失礼いたします。

皆様のお手元にお配りいたしました全協資料右肩ナンバー4のものにつきましては、明日11月6日発行の広報とみおか11月号に同封をして町民の皆様にお知らせするものと同じものとなっております。町では、冒頭町長のご挨拶からもありましたとおり、新型コロナウイルス感染症とインフルエンザの同時期の感染拡大を抑制するために、インフルエンザ予防接種費用の全額を助成することといたしました。インフルエンザの予防接種につきましては、65歳以上の方につきましては予防接種法において法定接種とされており、現在県内医師会との委託契約によって無料で受けられることとなっておりますが、それ以下の年齢の方にも予防接種にかかった費用を助成しようとするものであります。対象者は、接種日に富岡町に住民登録がある生後6か月から64歳までの方としております。助成回数につきましては、生後6か月から12歳までについては2回、13歳から64歳の方は1回としております。対象とする期間につきましては、本年10月1日以降に受けた予防接種も遡及して対象とすることとし、本年度末までを対象としております。申請の方法につきましては、この助成制度が新型コロナ対策の一環であり、役場窓口の密を防ぐという観点から原則郵便での申請としております。この資料裏面の

申請書に医療機関の領収書を添付して申請していただくものとしております。なお、本事業に係る費用につきましては約5,000万円程度を見込んでおりますが、10月27日付で専決処分により確保しており、12月定例会におきまして承認をお願いすることとなっておりますので、ご承知おきいただきたいと思います。また、この財源といたしましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充当する考えであります。ただし、この交付金につきましては、配分がございますので、配分された上限を上回った場合その分の持ち出しは町の単費ということになってまいりますが、町民の健康を守るためやむを得ない支出と考えておりますので、ご理解を賜りますようお願いいたします。この助成制度の内容につきましては、先週より町ホームページに掲載をしております。また、先ほど申し上げましたとおり、11月の広報とみおかにこの資料と同じチラシを同封し町民の皆様に周知をいたします。

説明は以上であります。ご理解賜りますようよろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 実君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

以上をもちまして付議事件4、季節性インフルエンザ予防接種の助成についてを終わります。

説明者の入替えのため暫時休議します。

休 議 (午後 1時00分)

再 開 (午後 1時01分)

○議長（高橋 実君） 再開いたします。

次に、報告事項に入ります。

①、富岡町立小学校・中学校の統合に係る検討状況についての説明を教育総務課長より求めます。

その前に、教育長挨拶あるのかな。

○教育長（岩崎秀一君） いえ、ございません。

○議長（高橋 実君） では、教育総務課長より求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（飯塚裕之君） 私からは、9月に町民の皆様に公表となりました学校の統合につきましてこれまでの検討状況につきまして、本日は学校統合のスケジュールに従いまして、先月まで募集しておりました統合校の校名についてを中心に報告をいたします。説明は着座にて失礼いたします。

早速ではございますが、1、応募状況を御覧ください。10月2日から10月30日までとした応募期間の間に応募がありましたのは104件でありました。うち2件が小学校名のみの応募でしたので、中学校は102件となっております。応募の内訳は、①から③のとおりとなります。応募結果は、シンプル

な町名のみのものと町のシンボルでもあります桜が入ったもの大きく2つに分かれたものとなっておりました。応募を基に今月の教育委員会定例会におきまして決定してまいります。

次に、2、今後の予定を御覧ください。ただいま申し上げましたとおり、今月の定例会におきまして委員会としての決定を行い、併せて教育総合会議においても協議、調整を図ることといたします。12月には、結果の発表と改正条例の上程を行ってまいります。1月には、町民の方々への周知と次の段階となります校章の募集案内を行います。

続きまして、3、校歌・校章・制服を御覧ください。これまで校歌、校章につきましては、募集ということを考えておりましたが、記載のとおり校歌につきましてはPINS事業によるプロの方に学校生活を通しての実体験や現在の4校の校歌などを参考として制作を行っていただこうと考えております。なお、校章につきましては、募集をしていきたいと思います。制服につきましては、早ければ年度内にも検討委員会を立ち上げ、学校側が中心となり進めていくこととしております。今回学校名募集の際応募する校名について理由を記入する項目を設けたところですが、改めまして皆様の学校への思い、期待などが感じられるものばかりであり、皆様の期待に応えられるよう魅力的な学校づくりや統合へ向けて遗漏がないよう努めてまいりたいと考えております。今後ともご指導のほどよろしくお願ひいたします。

以上で報告終わります。

○議長（高橋 実君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

2番、佐藤教宏君。

○2番（佐藤教宏君） ありがとうございます。

PINS事業とは、どういう事業なのかを教えていただきたいのと、あと今回募集をかけていろいろな応募してくださった方の思いというものがあるかと思います。そういうものも次の全員協議会などで箇条書で何か頂けるといいかなと思います。いかがでしょうか。

○議長（高橋 実君） 教育長。

○教育長（岩崎秀一君） では、私からまずPINS事業についてお話をいたします。このPINS事業は、プロフェッショナル・イン・スクールの略になっております。これは、各界のプロ、特にアーティスト、建築家、音楽家、職人などの職種の方々を転校生として学校に迎え、子供たちと生活を共にしながらさきの政策を行うという事業になっております。

以上です。

○議長（高橋 実君） 教育総務課長。

○教育総務課長（飯塚裕之君） 後段の今回の投票の結果などにつきましては、詳しくまとめたものをご提示しますとともに、それに伴う理由、名前をつけた理由、思いなどをピックアップして代表的なものを皆様にお示ししたいと思います。

よろしくお願ひします。

○議長（高橋 実君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

以上をもちまして報告事項①、富岡町立小学校・中学校の統合に係る検討状況についてを終わります。

その他執行部から報告事項はございませんか。

総務課長。

○総務課長（林 紀夫君） すみません。今月25日になりますが、県の人事委員会より給与の改定についてがありましたので、それに合わせる形で職員の給与、それから特別職の給与等々期末手当の支給月数が引き下げられるというものでございますが、そのことについて議決を賜りたく臨時議会を開かせていただきますので、ご承知おきいただくとともに、ご理解をいただくようお願いいたします。

以上です。

○議長（高橋 実君） ほかにございませんね。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 以上をもちまして富岡町議会全員協議会を閉会といたします。

閉会 (午後 1時08分)